**第３章　今帰仁村子ども・子育て支援の基本的考え方**

**１．計画の目標像**

本村は、１人の女性が一生に子どもを産む割合（合計特殊出生率）や女性の労働力率※が高く県平均を上回る状況です。その一方で核家族化の進行が顕著となり、幼児期の教育・保育へのニーズが高くなっています。そのような中、就学前児童の教育・保育状況（平成25年度現在）は、村立保育所や村立幼稚園等の何らかの施設を利用している割合が８割程度（83.0％）と多く、それ以外の家庭内保育等は２割程度（17.0%）となっています。また、本村のゆたかな自然、歴史文化と人と人とのつながりが維持された地域社会の中で、地域資源の活用による教育・保育活動や青少年健全育成活動等、多様な子育て支援が展開されています。

後期次世代育成支援行動計画の計画期間であるこの５か年間（平成22～26年度）においては、待機児童の解消に向けて村立保育所の増築や全村立保育所における定員の弾力化等、既存の施設を最大限に拡充し受け皿の確保に努めてきました。それでもなお待機児童が20人程度（平成26年度現在）みられ、その解消が課題となっています。また、村立保育所における延長保育や村立幼稚園における午後の預かり等各種の教育・保育サービスニーズへの対応も必要です。子どもを産み育てやすい地域づくりのため、母子保健の充実、学校・社会教育の充実等、子どもを取り巻く各種子育て支援の総合的な推進が求められています。更に、平成27年度施行予定の子ども・子育て支援新制度においては、従来からの子ども子育て支援サービスの充実に加え、幼児期の教育・保育の一体的な提供への対応が求められるところとなっています。そうした中で、村立保育所及び村立幼稚園の施設の老朽化が進行し、施設整備が急務となっています。

これらを踏まえ、本計画においては本村の地域特性であるゆたかな自然、歴史文化、地域社会等を活かした子育て支援が実現するよう、下記の目標像を定めます。

|  |
| --- |
| **計画の目標像**  ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村 |

※労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。（完全失業者については、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワークに申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。）

**2．基本目標**

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標１** | **地域における子育て支援の推進** |

　子ども・子育て支援新制度における３つの目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を踏まえ、幼児期の教育・保育施設の充実、多様な子育て支援サービスの充実、児童の健全育成に取り組みます。

地域における子育て支援の計画的かつ総合的な充実により、子育て中の保護者が地域で安心して子育てできる地域を目指します。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標２** | **母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進** |

保護者が地域で安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育まれる社会の実現に向けて、乳幼児から青少年期にいたるまでの各ライフステージにおける健康管理の支援に取り組みます。

　妊娠・出産・子育て期の支援や子どもの疾病予防・小児医療の充実、思春期の保健対策等を通して、健やかな母子の健康づくりに取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標３** | **子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備** |

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長できるよう、学校における教育環境の充実等に取り組みます。

教育環境の整備により、児童の確かな学力の向上、豊かな心、健やかな体の成長等を育みます。更に、地域での教育や遊び、日常の暮らしを通して子どもが自身の未知なる可能性を発見できるよう、学校・家庭・地域等の地域資源ネットワークを活用した総合的な教育環境の整備に取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標４** | **子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保** |

　子どもとその家庭等が地域で安全で快適な生活をおくることができるよう、生活環境の整備、子ども等の安全の確保に取り組みます。

　交通安全対策・指導、防犯灯の設置、夜間パトロール等を通して、交通安全の確保、犯罪の未然防止の推進等安全な地域環境づくりに取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標５** | **専門的な支援を要する子どもや家庭への支援** |

　すべての子どもが地域において健やかに育つことができるよう、要保護児童や障がい児、ひとり親家庭等、専門的な支援を要する子どもとその家庭への支援に取り組みます。

　児童虐待の発症予防、早期発見・早期対応のための相談体制・支援体制の拡充、障がい児支援の充実、ひとり親家庭等への経済的な自立支援等を通して、すべての子どもが自分らしく健やかに成長できる地域を目指します。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標６** | **子育て支援推進プロジェクト** |

　幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、県の取り組み等との連携を図りながら保育士等の育成・確保に取り組みます。また、子どもを産み、育てやすい地域環境の充実を目指して、結婚、出産、子育てに関する支援に取り組みます。

　出産を奨励するための支援金支給、養護が必要な児童及び家庭への一時給付金支給、経済的困窮世帯への奨学金の貸与等を通じて、子どもを産み育てやすい地域を目指します。

|  |
| --- |
| **※子ども・子育て支援事業計画の作成に関する**  **国の基本的記載事項（必須記載事項）・任意記載事項**  ～子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）より概要を抜粋～ |
| ★基本的記載事項（必須記載事項）  （１）教育・保育提供区域の設定  　　　市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より安易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定。  （２）各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  ①幼児期の学校教育・保育の量の見込み  　　　教育・保育提供区域ごとに、計画期間における量の見込みを定める。  ②実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期  教育・保育提供区域ごとに「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定。  （３）地域子ども・子育て支援事業（13 事業）の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期  ①地域子ども・子育て支援事業の量の見込み教育・保育提供区域ごとに、計画期間における量の見込みを定める。  ②実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期  「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定。  13事業  ○利用者支援事業　　　　　　　○ファミリー・サポート・センター事業  ○地域子育て支援拠点事業　　　○一時預かり事業  ○妊婦健診　　　　　　　　　　○延長保育事業  ○乳児家庭全戸訪問事業　　　　○病児・病後児保育事業  ○養育支援訪問事業　　　　　　○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）  ○子育て短期支援事業  ▼幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえ、国において詳細を検討。  ○実費徴収に係る補足給付を行う事業  ○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業    （４）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容  ①認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方  ②質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策  ③幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進  ④幼保小連携、０～２歳に係る取組と３～５歳に係る取組の連携 |

|  |
| --- |
| ★任意記載事項　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  （１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保  ・保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、計画的に教育・保育施設、地域型保育所事業を整備。  ・育児休業期間満了時（原則１歳到達時）からの利用を希望する保護者が、１歳からの質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要である旨を記載。  （２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携  ①児童虐待防止対策の充実  ・関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化  ・発生予防、早期発見、早期対応  ・社会的養護施策との連携  ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進  ③障害児などの特別な支援が必要な子どもの施策の充実  （３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携  ①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）  ②仕事と子育ての両立のための基盤整備 |

**３．施策の体系**

**目標像**

ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村

 

第３節

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

第２節

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

第５節

専門的な支援を要する子どもや家庭への支援

第４節

子育て支援をする生活環境の整備及び子ども等の安全の確保

第６節

子育て支援推進プロジェクト

第１節

地域における子育て支援の推進



≪ライフステージ別施策体系≫

**第４章　今帰仁村子ども・子育て支援施策の展開**

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標**  **第１節** | **地域における子育て支援の推進** |
| 待機児童の解消や預かり保育の充実（延長保育、一時預かりの実施等）など、地域における子育て支援の抜本的な対策が求められています。  今後は、子ども・子育て支援新制度に基づく本計画を踏まえ、計画的かつ総合的に子育て支援を推進していきます。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策１** | **就学前の教育・保育の総合的な提供** |

**（１）教育・保育施設の充実（主管：福祉保健課／学校教育課）**

これまで、保育所と幼稚園は別々の法体系、認可・指導監督、利用手続き等により、教育と保育を別々に提供してきました。その一体化等を図るために子ども・子育て支援新制度（以降、新制度）が成立したことを受けて、本村においても、本計画に基づき幼児期の学校教育・保育を総合的に推進していくこととなりました。

平成26年度現在、村内の教育・保育施設は村立保育所が４箇所、村立幼稚園が３箇所となっており、各村立保育所・村立幼稚園ともに施設の老朽化に伴う施設整備が急務となっています。また、待機児童解消のため、平成22～26年度の５カ年間にかけては、村立保育所の増築、定員の弾力化等による受け皿確保に努め、約65人の受入れ枠の拡充に取り組みましたが、平成26年度現在の待機児童数は、０歳児で18人、２歳児１人、３歳児１人（１歳児は０人）となっています。これまでは定員の弾力化等による受け皿確保に努めてきましたが、今後は定員枠の拡充による受け皿の確保が求められています。またこれまで、０～４歳児については村立保育所にて保育の提供を、５歳児については村立幼稚園にて教育の提供を行ってきました。保育ニーズは保育の提供で、教育ニーズは教育ニーズの提供で受け止めるという本来の考え方に基づくと、今後は３～４歳児の教育ニーズに対する教育の提供と５歳児の保育ニーズに対する保育の提供が求められています。

今後は、教育・保育ニーズの量の見込みと老朽化に伴う施設整備等を勘案しながら、その受け皿づくりに取り組みます。具体策としては、認可外保育施設の認可化促進、民設・民営化の促進、保育所（園）における５歳児保育の実施等を検討します。更に、幼保一体化による教育・保育の総合的な提供に向けて、幼保連携型認定こども園の平成30年度新設等の検討を行います。認定こども園の新設にあたっては、小学校の敷地内或いは隣接地を建設地とし、また民営化の推進も同時にそれぞれの小学校区で展開するなど保幼小の円滑な接続のための配慮に努めます。村立保育所や認定こども園については、地域で０～２歳児の保育を行う地域型保育事業の３歳児以降の受け入れ施設となる等、０～２歳児と３～５歳児の円滑な接続、教育・保育施設と地域型保育事業の連携による幼児期の総合的な教育・保育の提供に取り組みます。

**（２）地域型保育事業（主管：福祉保健課）**

新制度においては、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供のため、保育所や幼稚園等の教育・保育施設のみならず家庭的保育、事業所内保育等の地域型保育事業を含めた教育・保育の提供、一体的な受け皿づくりが求められています。

本村においては、現在、村立保育所、村立幼稚園等の教育保育施設の他に、託児所等においても保育が行われています。認可保育所に入所できず託児所等で保育を受けている児童のほとんどが０歳児で、特に０歳児の受け皿づくりが求められています。

今後も、教育・保育施設での受け皿確保に努めつつ、それでもなお待機児童が解消されない場合において、小規模保育事業、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の地域型保育事業の促進に取り組みます。現時点（平成26年度時点）においては、平成28年度に小規模保育施設１箇所、平成29年度に小規模保育施設１箇所を見込んでいます。教育・保育施設と地域型保育事業の連携により、待機児童の解消及び幼児期の総合的な教育・保育の提供に向けて取り組みを進めます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教育・保育施設・  地域型保育事業 | 単位 | 現状  (Ｈ26年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ①量の見込み | 人 | － | 479 | 468 | 473 | 474 | 470 |
| ②確保方策(定員数) | 人 | 367 | 425 | 417 | 473 | 474 | 470 |
| (施設数)  [認可外保育施設数] | 箇所 | ７  [１] | ７  [１] | 7～8  [１] | 9～10  [０～１] | 5～6  [０～１] | 5～6  [０～１] |
| 待機児童数 ②－① | 人 | － | -54 | -51 | ０ | ０ | ０ |

**（３）一時預かり事業（主管：福祉保健課／学校教育課）**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児（０～５歳児）を、保育所や幼稚園、認定こども園等において一時的に預かる事業です。

本村においては、平成25年度に保育所での一時預かりを実施予定でしたが、専任保育士の募集に対し応募が少なく人員を確保できなかったことから本事業は未実施となっています。新制度においては、本事業の受入れ施設によって類型が異なり、保育所での一時預かりは一般型、幼稚園での一時預かりは幼稚園型、認定こども園での一時預かりは余裕活用型となり受入れ対象・内容等も異なります。（下記の参考を参照）

計画期間内においては、一般型、幼稚園型の一時預かりともに一定程度の利用が見込まれることから、保育士の確保に努めながら本事業の実施に向けて取り組みを進めます。幼稚園型の一時預かりについては現施設において平成2７年度実施を目標に、一般型の一時預かりについては現施設等で平成28年度からの実施を目標に取り組みます。認定こども園が新設した場合は、余裕活用型の一時預かりの実施を検討します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 参考 | 現行制度 | 新制度 | 事業概要 |
| 保育所型 | 一般型  [統合] | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 |
| 地域密着型  [法定事業] |
| 地域密着Ⅱ型  [予算事業] |
| 基幹型加算 | 基幹型加算  [継続] | 通常の利用範囲を超えて、土曜日、日曜日、祝日等の開所及び１日９時間以上の開所を行う事業に対する加算。 |
| 幼稚園での預かり  保育 | 幼稚園型  [再編] | 幼稚園の預かり保育については、一時預かり事業として取り扱われることとなるため、入園児の預かり保育を主対象とした事業。 |
|  | 余裕活用型  [新設] | 認定こども園等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。 |
| 訪問型  [新設] | 居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童について、各家庭への訪問により一時預かりを行う事業。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一時預かり事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ▼幼稚園型 | | | | | | | |
| ①量の見込み | 人日  [実人数] | － | 19,555  [68] | 18,687  [65] | 18,887  [66] | 19,088  [66] | 19,088  [66] |
| ②確保方策 | 人日 | 未実施 | 19,555  [68] | 18,687  [65] | 18,887  [66] | 19,088  [66] | 19,088※  [66] |
| ※H30～H31年度の確保方策については、幼稚園での預かり保育ではなく認定こども園での教育ニーズ分の午後の受け入れの数  ▼一般型 | | | | | | | |
| ①量の見込み ※２ | 人日 | － | ~~1,527~~  851  [42] | ~~1,497~~  834  [41] | ~~1,508~~  840  [42] | ~~1,508~~  840  [42] | ~~1,494~~  832  [41] |
| ②確保方策 ※３ | 人日 | 未実施 | ~~1,527~~  ０  [42] | ~~1,497~~  834  [41] | ~~1,508~~  840  [42] | ~~1,508~~  840  [42] | ~~1,494~~  832  [41] |

※２「①量の見込み」…(病児・緊急対応強化事業を除く) ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイの量の見込みを含む。

※３「②確保方策」…(病児・緊急対応強化事業を除く) ファミリー・サポート・センター事業の確保方策を含む。

**（４）延長保育事業（主管：福祉保健課）**

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の11時間の開所時間を超えて、更に30分以上、保育時間の延長を行う事業です。新制度においては、保育標準時間が１日11時間、保育短時間が１日８時間を超える利用について、延長保育事業が適用されます（下記の参考を参照）。

本村においては、平成26年度より本事業の実施を予定していましたが、専任保育士の応募が少なく職員を確保できなかったことから本事業が未実施となっています。

計画期間内においては、年間延べ35人程度の利用が見込まれます。その一方で、一部の保護者においては、やんばる町村ファミリーサポートセンター利用支援事業の利用により時間外に対応していることから、今後はそのような現状等を勘案しながら平成28年度から村立保育所での実施に向けて保育士を確保する等、取り組みを進めていきます。

参考

主にフルタイムの就労の保護者を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労の保護者を想定した「保育短時間」で区分される。その「保育標準時間」、「保育短時間」によって延長保育を利用できる時間が異なる。





|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 延長保育事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ①量の見込み | 人 | － | 36 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| ②確保方策(定員数) | 人 | 未実施 | ０ | 35 | 35 | 35 | 35 |

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策２** | **多様な子育て支援サービスの充実** |

**（１）地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業（主管：福祉保健課）**

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の保護者等が、地域支援等から孤立し育児不安等を抱えることのないよう、公共施設や保育所などの保護者に身近な地域で親子交流や育児相談等を行う事業です。その地域子育て支援拠点の実施施設等へ専門職員を配置し、子ども・子育て支援事業に関する各種情報提供等を行うのが利用者支援事業です。子育て中の親子や妊婦、その配偶者等を対象に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の円滑な利用に向けて、情報提供・情報収集を行うとともに必要に応じて相談・助言、関係機関との調整等を行います。

　地域子育て支援拠点事業については、平成22年度より今帰仁保育所内に「つどいの広場（今帰仁村子育て支援センターじんじん）」を開設しています。家庭内保育の保護者を中心に利用者数が年々と増加傾向にあり、地域の遊び場・親子交流の場等として定着しつつあります。利用者支援事業については未実施となっています。今後は、新制度のもと本計画に基づき、子ども・子育て支援事業が総合的・計画的に実施されることから、その円滑な利用に向けて利用者支援事業の実施が求められています。

　今後も、「つどいの広場（今帰仁村子育て支援センターじんじん）」において地域子育て支援拠点事業を継続的に実施していくとともに、認定こども園を新設した場合は、認定こども園での本事業を実施を進めし、村全域での総合的かつ効果的な運営に努めます。また、地域子育て支援拠点事業と合わせて利用者支援事業を実施できるよう、取り組みを進めます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域子育て支援拠点事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人回 | 3,223 | 8,173 | 8,142 | 8,049 | 7,956 | 7,832 |
| 実施施設 | 箇所 | １ | １ | １ | １ | １～２ | １～２ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者支援事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 箇所 | － | １ | １ | １ | １ | １ |
| 実施施設 | 箇所 | 未実施 | １ | １ | １ | １～２ | １～２ |

**（２）子育て短期支援事業【新規】（主管：福祉保健課）**

保護者の疾病や疲労等の理由により子どもの養育が困難となった場合等、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保育を行う事業です。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」（７日以内）と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」（平日夜間又は休日）の２つの事業形態があります。

「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」については、やんばる町村ファミリーサポートセンターがその役割を担っています。「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」については未実施です。計画期間内は「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」（年間830～850人程度）、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」（年間約10人の見込み）、ともに一定程度の利用が見込まれます。

今後とも、「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」については、やんばる町村ファミリーサポートセンターでの対応を継続的に行うとともに、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」については、本事業の実施施設である児童養護施設なごみ（名護市在）での早期利用が可能となるよう、平成28年度からの対応を目指して児童養護施設なごみとの調整を行います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者支援事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ▼トワイライトステイ | | | | | | | |
| ①量の見込み ※１ | 人日  [人] | － | 851  [42] | 834  [41] | 840  [42] | 840  [42] | 832  [41] |
| ②確保方策 | 人日  [人] | ﾌｧﾐｻﾎﾟでの受け入れ  412 | 851 ※  [42] | 834  [41] | 840  [42] | 840  [42] | 832  [41] |
| ※Ｈ27年度の確保方策は、（病児・緊急対応強化事業を除く）就学児前児のﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業を含む。  ▼ショートステイ | | | | | | | |
| ①量の見込み | 人日 | － | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ |
| ②確保方策 | 人日 | 未実施 | ０ | ８ | ８ | ８ | ８ |

※１「①量の見込み」…一般型の一時預かり、(病児・緊急対応強化事業を除く)ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みを含む。

**（３）病児・病後児保育事業【新規】（主管：福祉保健課）**

　病児・病後児保育事業は、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育をする事業です。

　本村において、病児・病後児保育はやんばる町村ファミリーサポートセンターがその役割を担っており、病院や保育所等における病児・病後児保育は未実施となっています。本事業については、通常の保育事業と異なり、突発的・集中的に利用児童が発生する傾向が強いため安定的な運営が課題となります。また、病児については、病状が急変する恐れがあるため事前にかかりつけ医を受診するなど、本事業の運用に際しては安全面で十分な配慮が必要とされています。

　今後は、村立保育所及び村内外の医療施設での対応が可能となるよう、実施に向けて取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 病児・病後児保育事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ①量の見込み ※１ | 人日 | － | 181 | 177 | 179 | 179 | 177 |
| ②確保方策 ※１ | 人日 | 未実施 | 181 | 177 | 179 | 179 | 177 |

※１…(病児・緊急対応強化事業) ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み・確保方策を含む。

**（４）やんばる町村ファミリーサポートセンター利用支援事業（主管：福祉保健課）**

乳幼児や小学生等の児童（概ね０～12歳児まで）を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい方（おねがい会員）、育児の援助を行いたい方（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。やんばる町村ファミリーサポートセンターでは、本村をはじめ北部地域の９町村（今帰仁村・国頭村・大宜味村・東村・本部町・宜野座村・金武町・恩納村・伊江村）が共同で本事業を実施しています。

本村においては、就学前児童（０～５歳児）の預かり等を目的とした利用が多くなっています。育児の支援をお願いしたい方（おねがい会員）に対して、育児の援助を行いたい方（まかせて会員）が少なく、まかせて会員の育成・確保が課題となっています。また、本事業においては病児・病後児保育にも対応するなど、その預かり先としても重要な役割を担っています。

今後は、やんばる町村ファミリーサポートセンターを通してまかせて会員の育成・確保に努めつつ、円滑な相互援助活動の支援に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 就学前児のファミリー・サポート・センター事業  (病児・緊急対応強化事業を除く) | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ①量の見込み ※１ | 人日 | － | 851 | 834 | 840 | 832 | 832 |
| ②確保方策 ※２ | 人日 | 412 | 851 | 834 | 840 | 832 | 832 |

※１「①量の見込み」…一般型の一時預かり、トワイライトステイの量の見込みを含む。

※２「②確保方策」…一般型の一時預かりの確保方策を含む。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 就学児のファミリー・サポート・センター事業  (病児・緊急対応強化事業を除く) | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ①量の見込み | 人日 | － | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| ②確保方策 ※１ | 人日 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

※１…ニーズ調査に基づく「①量の見込み」算出において、利用希望がなかったことから特に確保方策等は定めないが実施を継続する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 病児・緊急対応強化事業の  ファミリー・サポート・センター事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ①量の見込み ※１ | 人日 | － | 181 | 177 | 179 | 179 | 177 |
| ②確保方策 ※１ | 人日 | 未実施 | 181 | 177 | 179 | 179 | 177 |

※１…病児・病後児保育事業の量の見込み・確保方策を含む。

**（５）ピアママ教室事業（主管：福祉保健課）**

乳幼児（０～５歳児）をもつ保護者と妊婦を対象に、子育てに関する各種講習を開催し、育児力の向上、保護者間の交流を通した育児不安の軽減等を目的とした事業です。

参加者のニーズを把握し講習内容への反映を行うなど、村民ニーズに応じた教室の開催に努めています。毎回、参加者数が多く比較的好評な感想が多いなど、一定の評価が得られています。

引き続き、本事業を実施するとともに村民ニーズに応じた講習内容の充実に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ピアママ教室事業 | 単位 | 現状  (Ｈ25年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 開催回数 | 回 | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ | ２ |
| 延参加人数 | 人/年 | 48 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

**（６）ブックスタート事業の推進（主管：社会教育課）**

ブックスタート事業は、乳児健診時（乳児一般健康診査）、に乳児をもつ保護者へ、絵本をプレゼントする事業です。幼い時期から絵本に触れ合うことで、子どもの好奇心や創造力を育むとともに読み聞かせを通して親子の絆を深めること等を目的として実施しています。

ブックスタート事業は、保護者等から好評を得ており今後も一定のニーズが見込まれます。

引き続き、ブックスタート事業を実施します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ブックスタート事業 | 単位 | 現状  (Ｈ25年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 開催回数 | 回 | ４ | ４ | ４ | ４ | ４ | ４ |
| 延参加人数 | 人/年 | 47 | 230 | 230 | 230 | 230 | 230 |

**（７）母子保健推進員活動の促進（主管：福祉保健課）**

本村から委嘱を受けた母子保健推進員が、妊産婦・乳幼児のいる家庭の訪問、各種母子保健事業への参加等を通して、地域の母子の良き相談相手となる活動を行っています。母子保健推進員は、妊産婦・乳幼児に関する行政サービスの情報提供を行うとともに地域の問題・課題点等を把握し行政と連携を図るなど、村民と行政を繋ぐパイプ役も担っています。

平成26年度現在、19人の母子保健推進員が各地区（字）を担当していますが、母子保健推進員がいない地区が２地区存在し、定員（21人）に達していない状況です。そのような地区での母子保健推進員の確保、退任に伴う人材の育成・確保が課題となっています。平成26年度より、保健師等の専門職が行う個別訪問に母子保健推進員が同行するという試みを一部の地域で始めています。地域を良く知る母子保健推進員が同行することで、要支援者へのアプローチがよりスムーズとなる成果が見られています。

今後は、母子保健推進員の育成・確保に努めつつ母子保健推進員活動を促進します。更に、専門職が行う個別訪問に母子保健推進員が同行する取り組みを他地区へ波及し、その他の個別訪問支援で展開する等、各種母子保健事業の充実を図ります。

**（８）子育て支援サービスの周知【新規】（主管：関係各課）**

子どもの年齢に応じて各種子育て支援サービス等を受けることができるよう、適宜、村ホームページや村広報誌、はがき等を通して情報提供や通知を行っています。更に、各事業等により把握した情報で他の支援へ繋げた方が良い場合は、関係各課等と連携を図り個別支援へ繋げるなど、柔軟な対応に努めています。

子育て中の保護者等が、多岐にわたる子育て支援サービス等の情報を得やすいよう、村ホームページの適宜更新・情報の一元化、村広報誌への掲載等に取り組みます。また、保護者に身近な地域で子育て情報を得ることができるよう、つどいの広場（今帰仁村子育て支援センターじんじん）や村立保育所、村立幼稚園等で子育て支援サービス情報の提供を進めます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標**  **第２節** | **母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進** |
| 母子の健康相談・支援体制の確保や乳幼児の健康管理支援の充実など、母子の健やかな生活を支えるための対策の充実が求められています。また、思春期の健全な発達に資するよう、心と体の成長・ケアに関わる教育の充実や相談体制の確保が必要となっています。  今後とも、本村で安心して子どもを産み育てていくことができるよう、乳幼児期から青年期にいたるまで、各ライフステージに応じた健康管理の支援を進めます。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策１** | **子どもや母親の健康の確保** |

**（１）母子健康相談事業（主管：福祉保健課）**

母子を対象に、毎週月曜日保健センターで母子の健康状態や育児等に関する相談に対応するものです。必要に応じて電話による対応も行うものです。

平成24年度に保健師1人増員したことで対応体制が整備され、相談件数が増加しています。相談から適宜支援に繋げることで育児不安の軽減等を図っています。担当保健師がいない場合は相談対応ができない状況があり、その改善が必要となっています。

今後とも、母子の健康相談等への対応ができるよう、引き続き、来所への対応、電話相談を進めるとともに、気軽に相談できる仕組みとしてメール相談等を検討していきます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 母子健康相談事業・児童相談支援事業 | 単位 | 現状  (Ｈ26年度) | 目標値 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 来所相談延件数 | 件 | 28 | 170 | 170 | 170 | 170 | 170 |
| 電話相談延件数 ※１ | 件 | ４ | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 合計延件数 | 件 | 32 | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

※１「電話相談延件数」…電話相談以外にメールによる相談も含む。

※1「電話相談延件数」…電話相談以外にメールによる相談も含む。

**（２）妊婦一般健康診査等の推進（主管：福祉保健課）**

妊婦が自身の健康状態や胎児の発育状態を把握し、健康管理に努めながら出産を迎えることのできるよう、妊婦一般健康診査の費用を一部公費負担する事業（計14回迄）です。更に、身体的変化が著しい妊娠期に安心して出産を迎える準備ができるよう、妊娠中期以降に保健師等が健康管理や出産準備等のアドバイスを行う訪問支援を行っています。

妊婦一般健康診査に加え、保健師等の専門職員による訪問相談支援により妊娠期の健康管理や精神的な負担軽減等に寄与していると思われます。

今後も、妊婦一般健康診査の一部公費負担及び保健師等による訪問相談支援を継続的に取り組むとともに、早期の妊娠届けの励行を促進し、妊婦一般健康診査の受診勧奨に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 妊婦に対する  健康診査 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人 | 89 | 82 | 82 | 80 | 79 | 78 |
| 確保方策 | － | 実施場所：村外の医療機関 | | | | | |

**（３）新生児・乳児家庭全戸訪問事業（主管：福祉保健課）**

新生児・乳児の健康管理及び保護者の育児支援等に資するよう、保健師、助産師等専門職による新生児・乳児家庭の全戸訪問を行い、相談等に対応します。

里帰り出産等で新生児期に訪問することが困難な場合には、乳児訪問に切り替えて実施しています。専門職による訪問相談等で質の高い支援を行っています。助産外来が難しい北部地域において、引き続き助産師を確保し、支援を進めていく必要があります。

今後とも、助産師等専門職による新生児・乳児家庭全戸訪問事業を進めます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 新生児訪問事業 | 単位 | 現状  (Ｈ25年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 新生児訪問延件数 | 件 | 90 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 乳児家庭全戸  訪問事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人 | 81 | 74 | 74 | 72 | 71 | 70 |
| 確保方策 | － | 実施体制：保健師、助産師(委託)による対応 | | | | | |

**（４）乳幼児健康診査事業（主管：福祉保健課）**

乳幼児の健康管理に資するよう、乳児（4回／年）、1歳6ヶ月児、3歳児を対象に行う健康診査事業と、１から５歳児で村立保育所に通っていない児童を対象に3回／年行う歯科健康診査事業です。歯科健診事業について、年3回のうち1回は2歳児全てを対象に実施します。

健診受診率は、乳幼児健診で70～80％程度、歯科健診で50％程度となっており、受診率の向上が課題となっています。また、乳児健診は、乳児が体調を崩すと受診できないケースもあることから、健診の実施回数の増加を検討する必要があります。

今後とも、乳幼児の健康管理が適切に行えるよう、健診受診に向け保護者への啓発を図っていくこととします。また、より健診が受診しやすくなるよう、健診回数の増加や歯科健診での個別健診への移行等を進めていきます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 乳幼児健康診査事業 | 単位 | 現状  (Ｈ25年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 乳児健診受診率 | ％ | 79 | 88 | 88 | 90 | 90 | 92 |
| １歳６ヶ月児健診受診率 | ％ | 67 | 89 | 89 | 90 | 90 | 92 |
| ３歳児健診受診率 | ％ | 73 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 |
| 歯科健診延参加人数 | 人 | 95 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 |

**（５）予防接種事業（主管：福祉保健課）**

乳幼児の感染症等の予防を図るため、予防接種（4種混合（DPT-IPV）、ＭＲ、ＤＴ、BCG、日本脳炎、ビブ、肺炎球菌ワクチン、水痘）を定期的に行っています。

近年、接種率は40～80％程度となっており、目標値に達していません。定期接種の増加により接種スケジュール管理が難しく、保護者が混乱している状況もみられます。接種スケジュールに関しての周知を図っていく必要があります。

今後、予防接種の管理が適切に行われるよう、保護者への周知を図っていくとともに、接種スケジュール管理の支援を進めます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 予防接種事業 | 単位 | 現状 ※  (Ｈ25年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ４種混合接種率 | ％ | 159 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| ＢＣＧ接種率 | ％ | 107 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| ＭＲ接種率 | ％ | 79 | 91 | 91 | 92 | 92 | 92 |
| ＤＴ接種率 | ％ | 67 | 85 | 85 | 88 | 88 | 88 |

※現状の接種率については、単年度の対象者数に占める前年度からの対象者数を含めた割合となるため、100％を超える値があります。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策２** | **「食育」の推進** |

**（１）離乳食実習事業（主管：福祉保健課）**

生後２ヵ月～１歳未満児を持つ親を対象に、離乳食の講話や調理実習を乳児健診に併せて４回／年実施するものです。参加しやすくするよう、託児（母子保健推進員による）への対応も行います。また、参加できなかった保護者には個別（来所、電話）で対応します。

1回当たりの参加者は５～10人となっています。近年増えているアレルギーについてもテーマに取り上げるなど、保護者のニーズに応じた実習内容としています。参加者が少ない場合もあることから、参加促進に向け周知を図っていく必要があります。

今後、より多くの参加者が得られるよう、事業参加への声かけ等周知を図っていくとともに、保護者ニーズに応じた実習内容を検討し実施していきます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 離乳食実習事業 | 単位 | 現状  (Ｈ25年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 離乳食実習延べ参加者数 | 人 | 14 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |

**（２）子どもがつくる弁当の日の推進（主管：学校教育課）**

幼少期から地元の食材に慣れ親しみ、地産地消の体験を通して食材や生産者、調理者への感謝の念を育むことができるよう、小学校５年生～中学校３年生を対象に子ども自身が各家庭で弁当づくり等を体験する「弁当の日」を年に数日程度、設けています。

「弁当の日」を通した食育により、給食の食べ残しに対する子ども達の意識等に変化が表れるなど食事に対する意識の高揚が見られます。

　今後も、児童の食事や健康管理の意識を育むため「弁当の日」を通した食育の推進に取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策３** | **思春期保健対策の充実** |

**（１）学校教育と連携した思春期保健対策（主管：学校教育課）**

学校教育における思春期保健対策としては、性教育や薬物乱用防止教育等に取り組むとともに、教育相談員による各校での巡回相談等を実施しています。

禁煙教育等において、生徒指導（生活指導）的な面と保健指導（健康教育）的な面で十分な連携が取れていない状況もみられます。

今後、思春期保健対策の充実を図るため、関係機関（学校、村教育委員会、保健センター等）の連携を強化していきます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策４** | **小児医療の充実** |

**（１）こども医療費助成事業（主管：福祉保健課）**

乳幼児期から学齢期までの子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進することで、心身の健全な発育に供するよう、乳幼児期～学齢期の医療費の一部を助成します。

現在、就学前は通院医療費、入院医療費、学校入学後から15歳未満（中学3年生）は入院医療費の一部を助成しています。助成により子育て家庭の経済的負担の軽減につながっています。

今後は、15歳未満の通院医療費の助成についても、村民ニーズがあることから、他地域の動向等を踏まえつつ、検討していくこととします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| こども医療費助成事業 | 単位 | 現状  (Ｈ25年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 受給者数 | 人 | 1,453 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 1,400 |
| 助成件数 | 件 | 6,493 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 |

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標**  **第３節** | **子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備** |
| 学力の向上とともに、健全な心と体の成長に資するよう、家庭や地域等との連携のもと、学習支援体制の充実、道徳教育や健康教育の充実、学校施設の改善等を図っていくことが求められています。また、多様化する地域社会の中で、家庭・地域の教育力の再構築が求められています。  今後、学校をはじめ、村内のあらゆる資源（自然、歴史文化、社会施設、人材等）を活かし、相互補完する中で、「次代を担う子ども達の生きる力を育むこと」ができるよう、  学校教育や社会教育の充実を図るとともに関係者・関係機関の連携を強化します。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策１** | **次世代の親の育成** |

**（１）思春期における保健・福祉体験学習事業（主管：学校教育課、福祉保健課）**

思春期に父性や母性の涵養を図るとともに、生命の尊厳や性に関する教育を行うことにより子ども達の心身の健全な育成を図れるよう、保育所において、中学生、高校生の職場体験実習を行っています。

家庭や地域で乳幼児との触れ合いが減少してきている状況の中で、保育所で継続的に取り組む必要があります。

今後とも、次世代の親になる子ども達の健全な育成に向け、保健・福祉体験学習事業を進めます。また、保育所と小学校との連携を図る中で、乳幼児と小学生との触れ合いの機会を創出します。更に、学校において「命の授業」や「生」教育等の講演会を実施し、若い世代の啓蒙を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策２** | **学校における教育環境等の整備** |

**ア　確かな学力の向上**

**（１）きめ細かな学習指導の充実（主管：学校教育課）**

本村を担う子ども達の学力の向上を図るために、小中学校に学習支援員を配置し、学習支援を行うとともに、支援員や名桜大学の学習支援ボランティア（学生）のもと放課後に補習教室を実施しています。また、各学校に学習支援教諭を配置し、個別指導にも取り組んでいます。

こうした取組みにより、全国学力・学習状況調査で全国平均との差が縮まるなど一定の成果を上げています。また、補習教室は放課後の居場所としての役割も果たしています。

今後とも、全国平均を上回る学力を確保できるよう、支援員等を通じてきめ細かな学習支援を進めていきます。

**（２）地域人材等の活用による学校教育の充実（主管：学校教育課）**

本村では、前述のとおり名桜大学の学生ボランティアによる学習支援を行うとともに、村のＡＬＴの活用による夏休み期間の英会話教室等を進めています。それぞれの取り組みにより学力や学習意欲の向上に結びついています。学力の向上をさらに図るため、学習支援の充実が求められています。

今後とも、本村を担う子ども達の学力の向上を図るために、地域の人材等を有効に活用し各種の取り組みを進めていきます。

**イ　豊かな心の育成**

**（１）道徳教育の充実（主管：学校教育課）**

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことができるよう、「道徳」の時間をはじめ、各教科、総合的な学習の時間等で道徳的な視点を踏まえた授業を行っています。また、村道徳教育研修会を実施し、道徳の教育力の向上、授業改善等に取り組んでいます。

今後とも、道徳的実践力を身に着けることができるよう、各教科等において、道徳的な視点を盛り込んだ授業の実施等に努めます。

**（２）豊かな心を育む教育の推進（主管：学校教育課）**

豊かな心をもった子ども達を養育していくことができるよう、車いす体験や高齢者等施設への訪問等福祉体験活動の実施、東ティモールの児童を招いての交流等を行っています。また、こうした学校での取り組みを進めるために、社会福祉協議会や福祉施設等との連携や村の地域支援員による地域人材・連携リストの作成及びリストアップ人材等との調整を行っています。

こうした教育を推進するために、関係機関との連携、地域人材・連携リストの充実及びリストの有効活用が必要となっています。

今後とも、豊かな心の養育に向け、関係機関との連携充実、地域人材・連携リストの充実及び学校での周知、有効活用を進めます。

**ウ　健やかな体の育成**

**（１）学校におけるスポーツ環境の充実（主管：学校教育課）**

スポーツを通じて健全な心身の育成を図るために、学校行事やクラブ活動等において、地域に伝わる棒術、空手、ホッケー等に取り組んでいます。棒術の指導やクラブ活動のコーチ等は地域の人材が担っています。また、小学校への放課後による運動や文化の活動及び中学校の部活動において外部人材の活用を行っています。

今後とも、子ども達の健やかな育成に向け、スポーツ活動への支援を進めます。

**（２）健康教育の推進（主管：学校教育課）**

健全な心身の育成を図るとともにより適切な生活習慣の獲得に向け、保健体育、保健行事（身体測定等）、食育（子どもがつくる弁当の日等）等で健康に関する学習を進めるとともに、「早寝早起き朝ごはん」運動や給食後の歯磨きの実施等に取り組んでいます。

食育の推進により、食に対する関心が高まり給食の残量が減少するなど一定の効果があがっています。しかし、虫歯保有率がなかなか減らないなど歯の健康管理への取り組みが課題となっています。

今後とも、家庭との連携を図りながら、引き続き、各種の健康教育等を進めていきます。

**エ　信頼される学校づくり**

**（１）安全で快適な学校施設の整備・確保（主管：学校教育課）**

児童、生徒が安全で快適な環境のもと学校生活を送ることができるよう、各校で毎月安全点検を実施し、必要に応じで修繕、整備等を行っています。また、ＰＴＡの協力のもと、定期的に校内清掃を行っています。

そうした中で、３村立幼稚園と村立今帰仁小学校が建設後35年を超えており、建物の劣化が進むとともに、耐震性の面でも懸念される状況にあり、早期の建替えが必要となっています。

今後とも、学校の施設環境の維持・保全に向け、適宜修繕、整備を進めるとともに、村立今帰仁小学校等の建替えを進めます。

**（２）地域に根ざした特色ある学校づくり（主管：学校教育課）**

本村の次代を担う子ども達の自信や地域への誇りを育むことができるよう、地域の自然、歴史文化、人材等の資源（海浜、史跡、伝統芸能、青年会等）を活かした教育活動（歴史学習、美化活動、芸能活動等）を各校で進めています。また、学校評議員（保護者等）による

学校評価を踏まえ、適宜教育内容の改善に取り組んでいます。

今後とも、地域に根ざした特色ある学校づくりが行えるよう、地域資源の活用、地域人材・連携リストの充実・活用等を進めていきます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策３** | **児童の健全育成** |

**（１）放課後児童健全育成事業（主管：学校教育課）**

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。本村においては、平成25年度より本事業を実施しており3箇所（平成26年度現在）の学童クラブがあります。また、同年度より各学童クラブへ補助金を交付し、学童クラブの経営安定化及び保護者の経済的な負担軽減を図っています。

今後も、各学童クラブへの補助金交付を継続的に実施していくとともに、更なる学童クラブの経営安定化に向けて、補助金の使用内容等を確認し運営のアドバイスを行うなど、適宜運営の相談支援に取り組みます。計画期間内の向こう５年については、220人程度の利用が見込まれます。現時点で継続的に学童クラブを運営する意向のある３施設にて、全ての利用希望者を受け止めることが可能と考えるため、現存の３施設にて本事業を推進していきます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 放課後児童健全育成事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値等 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ①量の見込み | 人日 | － | 205 | 214 | 216 | 216 | 214 |
| 低学年 | 人日 | － | 146 | 155 | 157 | 160 | 154 |
| 高学年 | 人日 | － | 59 | 59 | 59 | 56 | 60 |
| ②確保方策 | 人日 | 150 | 146 | 155 | 157 | 160 | 154 |

※高学年のニーズはあるものの、実際の利用はみられないことから、低学年の見込量の充足をめざす。

**（２）放課後子ども教室推進事業（主管：社会教育課）**

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生（概ね10歳未満）を対象に、小学校の余裕教室等を活用し、放課後・週末に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。本村においては、本事業を特定非営利活動法人ＮＳＣ（ナスク）へ委託し、今帰仁村総合運動公園にて各種スポーツ教室を開催しています。

　各種スポーツ教室を通して、児童の心身機能向上、放課後の居場所づくり等に繋がっています。その一方で、教室開催場所である今帰仁村総合運動公園が小学生の徒歩圏内から遠い場所にあること等から利用者数は少ない傾向にあります。

　今後も、特定非営利活動法人ＮＳＣ（ナスク）への委託による本事業実施に取り組むとともに、子どものニーズを反映した教室内容の充実、小学校と連携した本事業の周知等に取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策４** | **家庭や地域の教育力の向上** |

**（１）青少年健全育成協議会活動の推進（主管：社会教育課）**

青少年健全育成協議会では、子どもたちの健全な育成を促進するために、本村の自然に触れる体験やスポーツ、文化活動等を行っています。年間計画では、７月に「親子ふれあい自然体験学習」を開催し大井川でシーカヤック体験をしています。また、年１回の親子野球大会、平成25年度には台湾とのサッカーの交流試合を開催するなどスポーツ活動も積極的に行っています。夏休み期間中には、幼稚園児から小学生を対象としたリトミック教室や民踊教室等にも取り組んでいます。

今後は、スポーツ活動等を更に充実させ、参加者が増加傾向である民踊教室等も継続していき、青少年健全育成の活動を推進していきます。

**（２）子ども会活動の推進（主管：社会教育課）**

年齢の異なる子どもたちが集い、地域の特色に応じた遊びや美化活動等を通して、子どもたちの豊かな成長を図るために、子ども会活動を行っています。各字単位で活動をしており、子どもたちの中から選ばれた各字の正副会長と村の正副会長が中心となり運営しています。村子ども会連合会では、定期的に研修会を開催するなどして、ジュニアリーダーの育成にも取り組んでいます。

近年は、児童数の減少による子ども会活動の休止、子どもたちの放課後や休日の活動の多様化による会員数の減少が課題となっています。

今後は、子どもたちが積極的に子ども会活動に参加したくなるよう、活動内容の充実を図る等により子ども会活動を推進していきます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標**  **第４節** | **子育てを支援する生活環境の整備及び子ども等の安全の確保** |
| 親が子どもを産み育て、子どもたち自身も成長をしていくうえで、生活基盤となる住環境の整備と、安心・安全な地域づくりが求められています。今帰仁村では、若い世代の定住促進を図るためにも、良質な住宅を提供し、安心して外出できるよう、バリアフリー化や交通環境の整備に向けて取り組んでいきます。また、子どもたち自身が、地域で安全に生活できるよう防犯にも力を入れていきます。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策１** | **良質な住宅の確保** |

**（１）村営住宅における多子世帯等の優先入居の促進（主管：総務課）**

平成25年度現在、村営住宅の総戸数は100戸となっています。平成25年度の空き家募集では、30戸の応募に対し実際の入居は４戸で、ほとんどが多子世帯や母子世帯となっています。また、平成25年度に仲宗根地区に新築された12戸では、多子世帯等の優先入居に取り組んでおり、12世帯のうち５世帯が多子世帯の入居となっています。現在、空き家募集では多子世帯等の優先入居に取り組んでいませんが、空き家募集等の結果は比較的多子世帯の入居が多くなっています。

そうした中で、村営住宅では老朽化した既存の村営住宅の管理費の増加とともに、新規建設への財政的な負担が課題となっています。

今後は、既存村営住宅の適切な管理を進めつつ、多子世帯等子育て世帯の優先入居を検討するとともに、子育て支援につながる新しい施策を検討します。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策２** | **安心して外出できる環境の整備** |

**（１）交通安全対策特別交付金事業等の推進（主管：総務課）**

子どもを含むすべての村民の交通安全のため、交通安全対策特別交付金事業の活用による防護柵（ガードレール）及び道路反射鏡（カーブミラー）の設置、区画線の整備に取り組んでいます。また、交通安全意識の高揚を図るため駐在警察官を中心に交通安全指導に取り組んでいます。交通安全週間運動期間における交通安全指導の他、幼稚園児や小学生（３年に１回）、中学生（年１回）を対象に安全な歩行、自転車の乗り方等の交通安全指導を行っています。

交通安全対策特別交付金事業の活用により交通安全のための環境整備に取り組んでいますが、学校周辺の通学路においては信号機が未設置な道路があり、登下校時の子どもの安全が危惧されています。その一方、一部の地域においては交通安全協会会員による子どもの登下校時の交通安全指導が行われています。

今後も交通安全対策特別交付金事業の活用による交通安全の環境整備に取り組むとともに、信号機が未設置で危険な通学路については、本部警察署へ信号機の設置を要請し子どもの登下校時の安全確保に努めます。また、一部地域で取り組みが始まっている地域住民による登下校時の交通安全指導については、全地域へ波及するようその取り組みを支援していきます。

**（２）公共施設等のバリアフリー化の推進（主管：建設課）**

福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。

平成23年度においては、利用者のニーズを踏まえ、村役場及び村コミュニティセンタースロープの設置、手摺りの延長や改修などのバリアフリー化の整備を進めました。

今後も、子どもや妊産婦等が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

**（３）防犯灯の設置推進（主管：総務課）**

各字からの要請を踏まえて、村づくり交付金事業の活用による防犯灯の設置に取り組んでいます。

本事業により防犯灯の設置数は年々と増加していますが、なお防犯灯の設置が必要とされる箇所があります。

今後とも、各字との調整を図りつつ本事業の活用による防犯灯の設置推進に取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策３** | **子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進** |

**（１）太陽の家等による地域防犯活動の推進（主管：総務課）**

子どもたちの防犯・安全確保のため、児童等が気軽に駆け込み救助を求める緊急避難場所として「太陽の家（子ども110番の家）」の設置を推進しています。事業所や商店等の協力により「太陽の家」の設置数は平成26年度現在、村内38箇所となっています。いざという時に児童等が緊急避難できるよう、「太陽の家」の目印ステッカーの掲示、学校現場において「太陽の家」の周知に取り組んでいます。

今後は、「太陽の家」の趣旨を周知し防犯意識の高揚を図るとともに、地域住民との防犯体制の連携強化に努めます。更に、地域防犯運動である「ちゅらさん運動」と連携し、教育委員会が主体となり作成された各校区の安全マップを活用するなどして、地域の防犯活動を推進します。

**（２）夜間パトロールの充実（主管：教育委員会）**

子どもたちを犯罪等の被害から守るために、青少年健全育成協議会による夜間パトロール、深夜徘徊防止活動等に取り組んでいます。また、駐在警察官を中心として、小中高の職員、教育委員会、ＰＴＡから成るメンバーにより、年末、村祭り期間中の夜間パトロールも行っています。

引き続き、青少年健全育成協議会や駐在警察官を中心とした夜間パトロール等に取り組みます。定期的な夜間パトロールについては、現在実施出来ていませんが、以前、毎月第3金曜日に今帰仁中学校PTAを中心に取り組んでいたユイマールパトロールの再実施に向け、駐在警察官や補導員・ＰＴＡ等関係機関との連携により体制を確立し、実施に向けて取り組みます。

**（３）有害環境対策の推進（主管：教育委員会）**

子どもたちへ悪影響を及ぼす恐れのある過激な情報が子どもの目に触れることのないよう、コンビニエンスストア等における有害図書の適切な管理体制の啓発を行っています。

近年は、インターネットやスマートフォン等の普及により、子どもが有害な情報にさらされる機会が増しています。

今後も有害図書の対策に取り組むとともに、インターネットやスマートフォン等の適切な利用について学校をはじめ、家庭や地域において意識啓発に努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標**  **第５節** | **専門的な支援を要する子どもや家庭への支援** |
| 児童虐待の発症予防、早期発見・早期対応のため相談体制の充実、支援体制の強化が求められています。また、発達の遅れや心身の障がい等により専門的な支援を要する子どもへの総合的な支援が引き続き求められています。ひとり親家庭については、自立を支援できるよう経済的な支援が必要です。  要保護児童や障がい児、ひとり親家庭等、専門的な支援を要する子どもや家庭への支援を推進します。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策１** | **児童虐待防止対策の推進** |

**（１）児童相談支援事業（主管：福祉保健課）**

児童虐待の発症予防、早期発見、早期対応等のため、子ども（０～18歳）に関するあらゆる相談（養育・しつけ・性格・非行・障がい・児童虐待等）について村福祉保健課が中心となり関係機関と連携を図りながら相談支援を行う事業です。相談内容に応じて適切な支援が受けられるよう、専門性を要する場合等は適宜関係機関と連携し繋ぎを行います。

本村においては、都市部と比較して地域の繋がりが深く地域から孤立する家庭が少ないため、児童虐待発生件数も少なくなっています。その一方で、児童相談支援の介入が難しく支援が遅れるケースがあり、本事業の周知徹底が求められています。

児童虐待の発症予防、早期発見等に繋げるため、児童相談支援事業を継続的に実施し、周知を拡充します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 母子健康相談事業・児童相談支援事業 | 単位 | 現状  (Ｈ26年度) | 目標値 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 来所相談延件数 | 件 | 28 | 170 | 170 | 170 | 170 | 170 |
| 電話相談延件数 ※１ | 件 | ４ | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| 合計延件数 | 件 | 32 | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 |

※１「電話相談延件数」…電話相談以外にメールによる相談も含む。

**（２）養育支援訪問事業（主管：福祉保健課）**

子育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援を要する家庭を対象に、保健師等による訪問支援を通して、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。具体的な支援内容としては、産後の育児支援や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・支援等があります。

今後も養育支援等を要する家庭を把握した場合は、本事業による支援を行う必要があります。

計画期間内においては10人程度の利用が見込まれることから、引き続き、保健師等による訪問支援に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 養育支援訪問事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | 目標値 | | | | |
| Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| ①量の見込み | 人 | ６ | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②確保方策 | 人 | 保健師等による訪問支援を実施 | | | | | |

※１「電話相談延件数」…電話相談以外にメールによる相談も含む。

**（３）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（主管：福祉保健課）**

要保護児童とその保護者を把握した場合に、適切な支援へ繋げるため学校関係者や行政関係者等（保育所（園）、幼稚園、学校、民生委員児童委員協議会、今帰仁村保健センター等）が一同に会し、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を開催しています。

要保護児童とその保護者を把握後に支援を始めるのではなく、児童虐待の防止、早期発見、早期対応、保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

今後は、新生児訪問事業や養育支援訪問事業等との連携強化、関係機関との連携強化を図るなどして、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化に取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策２** | **ひとり親家庭の自立支援の推進** |

**（１）母子及び父子家庭等医療費助成事業（主管：福祉保健課）**

母子及び父子家庭並びに養育者家庭に対して、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、保健の向上等を図ることを目的とした事業です。

対象世帯の多くが医療を受けた場合に助成の申請を行っている中、対象世帯にも関わらず申請をしない世帯が見受けけられ、本事業の周知徹底が求められています。

今後は、本事業を継続実施するとともに事業の周知徹底に取り組みます。

**（２）母子父子寡婦福祉資金貸付事業（主管：福祉保健課）**

母子・父子・寡婦家庭を対象に、事業開始（継続）資金や就学資金、技能取得資金等の貸付を行いひとり親家庭等の自立を支援する事業です。本村が相談窓口となり沖縄県が助成を行う事業です。

本事業に関する問合せや相談はあるものの、保証人が立てられない或いは返済能力不足等により利用にまで至らないケースが多くなっています。

今後は、本事業を継続的に実施するとともに、本事業の利用が難しい場合は今帰仁村社会福祉協議会等と連携を図り支援方法を検討するなど柔軟な対応に取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策３** | **障がい児への支援** |

**（１）「今帰仁村第３期障害者計画及び第４期障害福祉計画」と連携した障がい児支援の推進**

**（主管：福祉保健課）**

障がいのあるすべての人が豊かな地域生活を送れるよう、本村の障がい児に関する各種施策を総合的に位置づけた計画です。障がい児に関する施策としては、障がいの早期発見・早期療育のための保健・医療の充実や保育・教育環境の充実等があります。

今後も、「今帰仁村第３期障害者計画及び第４期障害福祉計画」と連携を図りながら、総合的に障がい児支援を推進します。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標**  **第６節** | **子育て支援推進プロジェクト** |
| 未婚率の上昇や少子化は深刻さを増し、ひとり親や貧困等、子どもの生活を取り巻く環境は著しく変化しています。そこで、地域ぐるみで支援する取り組みが必要となってきます。今帰仁村では、下記に示した事業を通して、結婚から出産、子育てに至るまで、様々な場面で幅広いサポートをしていきます。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| **基本施策** | **子どもの産み育てやすい地域環境の創造をめざして** |

**①保育士等の育成・確保の強化（主管：福祉保健課、学校教育課、総務課）**

幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、県が実施する保育士等の育成・確保に関する各種取り組みとの連携を図ります。更に、県が実施する各種取り組みの中でも村民が利用可能な保育士・保育所総合支援センターや保育士修学貸付事業等については、周知を図り利用を促進します。また、延長保育事業や一時預かり事業の実施に向けて、専任保育士の確保のみならず地域人材の活用も視野に入れた人材の育成・確保に取り組みます。

**②今帰仁村地域活性化事業（主管：総務課、社会教育課）**

平成26年より今帰仁村地域活性化事業として、結婚への意識の向上セミナーや、講演会の開催による意識改革を始めています。また、婚活の先進地域である長野県川上村への視察も含め、関係各課、関係団体が連携し、支援体制づくりを進めています。今後は、今帰仁村に合う出会いの場・方法を検討します。

**③今帰仁村すこやか子育て支援金の充実（主管：福祉保健課）**

次代の社会を担う子どもの健全育成及び福祉の増進を目的として、子どもの誕生を祝うとともに出生児の健やかな成長に資するよう、１児出産につき今帰仁村すこやか子育て支援金５万円の支給を行っています。

　本村独自の取り組みとなっており、子育て家庭の経済的負担軽減、出生児の福祉増進へ繋がるなど保護者から好評を得ています。一方、保護者が入院した場合等の児童及び家庭への養育支援が求められています。

今後も、１児出産につき支援金を支給する取り組みを継続するとともに、保護者が入院した場合等の養育支援として、一時給付金を支給する制度を創設するなど「今帰仁村すこやか子育て支援金」の充実に向けて取り組みます。

**④教育奨励特別対策事業（主管：学校教育課）**

優良な学生で経済的理由により就学が困難な子どもを対象に、「今帰仁村育英会」による奨学金の貸与（月額貸与額は高等学校で１万円以内、県内大学で２万円以内、県外大学で２万５千円以内）を行っています。

毎年度、５～６人程度の学生が本奨学金制度を活用し就学に励んでいます。平成26年度までの奨学生は延べ約40人となっています。本奨学金制度については、村ホームページで周知を行っていますが、奨学金制度を知らない保護者が多く周知を拡充する必要があります。

今後も、優秀な学生が経済的な理由で就学を断念することがないよう、本奨学金制度に取り組むとともに周知を拡充します。また、継続的な実施に向けて、ふるさと納税の活用等も視野に入れ、財源の確保の検討を行います。

**第５章　子ども・子育て支援法に定める事業等の事業計画**

本計画では子ども・子育て支援法に基づき、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用に関する「量の見込み」（需要量）を算出するとともに、「量の見込み」に対応する事業の「確保方策」（事業内容や供給量、実施時期）の計画を位置づけることが義務づけられています。更に、保護者や子どもが居宅より容易に移動できる範囲で子ども・子育てに関するサービスを受けることのできるよう、地域の実情に応じて「教育・保育提供区域」を設定し、区域毎に「量の見込み」及び「確保方策」を立てる必要があるとされています。

**１．「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の内容について**

「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の事業名、事業内容等について以下に整理します。

|  |  |
| --- | --- |
| **幼児期の学校教育・保育** | |
| 施設名、事業名 | 事業内容等 |
| **①教育・保育施設**  ※認定こども園・幼稚園・保育所 | 認定こども園・幼稚園・保育所が該当。  子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。  ・１号認定子ども：３～５歳、学校教育のみ  ・２号認定子ども：３～５歳、保育の必要性あり  ・３号認定子ども：０～２歳、保育の必要性あり |
| **②地域型保育事業**  ※小規模保育事業・家庭的保育・  居宅訪問型保育・事業所内保育 | 小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育が該当。  上記と同様、保育の必要性を認定した上で給付を支給。  ※３号認定子どもを主とし、定員規模が20人未満の小規模な保育事業。特例給付による利用形態として１号・２号認定子どもにも対応することが想定されている。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **地域子ども・子育て支援事業** | | |
| 事業名 | | 事業内容 |
| **①利用者支援【新規】** | | 子どもや保護者が、認定保育園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。  教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等も行う。 |
| **②地域子育て支援拠点事業** | | 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。（交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等）  また、地域機能強化型では、利用者支援（子育て関連事業の利用にあたって支援する取組み）・地域支援（地域における親・子の育ちを支援する取組み）機能を付加し、機能を強化。 |
| **③妊婦健診** | | 妊婦の状態を的確に把握し安心して出産を迎えられるよう、全妊婦に対し公費負担で妊婦健診を行う事業。  平成21年４月より妊婦健診の公費負担がそれまでの５回から14回（望ましい健診回数）に拡充。  ※補正予算による対応から、平成25年度以降は地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行。 |
| **④乳児家庭全戸訪問事業** | | 生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。 |
| **⑤養育支援訪問事業、その他事業** | | |
|  | **養育支援訪問事業** | 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。  ※育児支援家庭訪問事業より移行。 |
| **子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業** | 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための以下の取組みに対する支援の実施。  ※調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組み（児童福祉司任用資格取得のための研修受講、学識経験者による研修会開催 等）  ※ネットワーク関係機関の連携強化（ケース記録・進行管理台帳の電子化 等） |
| **⑥子育て短期支援事業** | | |
|  | **ショートスティ事業** | 保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において療育・保護を行う事業。（原則として７日以内） |
| **トワイライトステイ事業** | 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。（宿泊可） |
| **⑦ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業**  **(子育て援助活動支援事業)** | | 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。  ※相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など。  ※平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を付加。 |
| **⑧一時預かり** | | 地域子ども・子育て支援事業においては、保育所等における「一時預かり事業」と、幼稚園における「預かり保育」について一時預かりとして取り扱っている。  ※一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。  ※預かり保育：在園児を対象に、通常の降園時間以上、園児を預かる制度。 |
| **⑨時間外保育事業**  **（延長保育事業）** | | 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。  ※通常保育の時間延長部分。 |
| **⑩病児・病後児保育事業** | | 地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。  ※事業類型：病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型） |
| **⑪実質徴収に係る補足給付を行う事業【新規】** | | ※幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえ、国において詳細を検討。  ・施設型給付の対象となる認定こども園や幼稚園、保育所の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、その他に日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等が別途発生します。それらの費用について、低所得者の負担軽減を図るため国の助成に基づき市町村が補助を行う事業です。  ・国において、幼稚園や保育所等の運営状況を踏まえ、詳細を検討する事業となるため、今後はその内容に応じて適切に実施を図っていくものとします。 |
| **⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】** | | ※幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえ、国において詳細を検討。  ・待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していくことが必要とされています。一方、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、国の方針に基づき市町村が新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を行う事業です。  ・国において、幼稚園や保育所等の運営状況を踏まえ、詳細を検討する事業となるため、今後はその内容に応じて適切に実施を図っていくものとします。 |
| **⑬放課後児童クラブ** | | 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。 |

**２．教育・保育提供区域の設定について**

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示さなければならないとされています。

**（１）国の区域設定における考え**

・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。

・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。

・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。

・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

・教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

**（２）今帰仁村の区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区域の設定範囲 | メリット | | デメリット | |
| 利用者側 | 運営（行政等）側 | 利用者側 | 運営（行政等）側 |
| **区域の設定範囲が狭い場合**  ・区域内のに施設・事業が整備され、自宅からの利用が容易となり、利便性が高まる。  ・住み慣れた地域で保幼小等の一貫した利用ができる。  小学校区  （３地域区分）    村全体  （１地域区分）  **区域の設定範囲が広い場合** | ・一時的な需要の増減に対して、広域で調整がしやすい。また、施設を集約することで、施設整備に係る財政的な負担を軽減できる。需給調整が村全体で柔軟に対応できる。  ・広域的な観点から施設を配置でき、現在の利用者の利用状況に応じた検討が可能。  ・少子化傾向で推移していく中、安定的に集団保育を受ける（提供する）ことができる。 |  | ・限られた地域内での教育・保育の利用が主になる。  ・利用者の自宅付近から容易に移動できる距離に利用可能な施設や事業が無い可能性があり、送迎面等で負担が現状より大きくなる可能性がある利用者の利便性が損なわれることのないよう配慮が必要となる。 | ・勤務地等の都合で、住まいの地域以外の施設や事業を希望する場合のニーズを吸収できない。  ・区域内に、多数の施設・事業を整備する必要が生じる可能性があり、財政的な負担が大きくなり、また一時的な需要の増減に左右されやすいく、施設運営も不安定になる。  （⇒区域内の供給不足は当該区域内で整備することになり、隣接区域の供給に余裕があっても、当該区域で整備する必要性が生じる。） |

* 対極にある内容

**（３）今帰仁村における教育・保育提供区域の考え方**

教育・保育提供区域の設定が狭すぎる場合（小学校区などで設定した場合）、需要の一時的な増減に左右されやすく、仮に隣接地域の供給に余裕があったとしても当該地域で整備する必要性が生じ、供給側の効率的な事業提供や定員制限等の負担が懸念されます。

本村の人口規模や地域資源、前述の「①国の区域設定における考え」、「②今帰仁村の区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット」等を勘案すると、**村全域を１つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながるした方がメリットが大きく、妥当性もあると考えられるため、本村においては教育・保育提供区域を村全域と設定します。**

**教育・保育提供区域 ＝【村全域】**

**３．「量の見込み」の算出の流れ**

**今帰仁村子ども・子育て**

**に関するニーズ調査結果**

○家庭類型（現在）の算出

ニーズ調査結果より、

・子どもの年齢

・父母との同居の状況

・父親及び母親の就労状況

を用い、現在の家族類型の率を算出。



※家族類型

Ａ．ひとり親

Ｂ．フルタイム×フルタイム

Ｃ．フルタイム×パートタイム

Ｃ’． フルタイム×パートタイム

Ｄ．フル（パート）タイム×専業主婦（夫）

Ｅ．パートタイム×パートタイム

Ｅ’．パートタイム×パートタイム

Ｆ．無職×無職

○家庭類型（潜在）の算出

家庭類型（現状）を基にニーズ調査結果より、

・母親の将来の就労希望

・母親が将来希望する就労形態

を反映させ、潜在的な需要を勘案した家族類型（潜在家庭類型）の率を算出。



【地域子ども・子育て支援事業】

人口推計結果については次頁を参照

**国から示された**

**『「量の見込み」の算出等のための手引き』**

**に基づき量の見込み**

**を　算出**

ワークシートを活用した事業ごとの量の把握

就学前児童について、以下を区分

①満３歳以上で保育を必要としない子（１号認定）

②満３歳以上で保育を必要とする子（２号認定）

③満３歳未満で保育を必要とする子（３号認定）

ワークシートによらない事業について実績等を用いた算出方法の検討・量の把握

人口推計結果（推計児童数）の反映

事業（サービス）ごとの量の算出

保育の必要性を勘案した認定区分ごと（０～２歳、３～５歳）の割合の算出

②サービス必要人数（もしくは日数）の算出

（家庭類型（潜在）別のサービス利用率※）

※現状の利用率+利用意向の割合

①家族類型別（潜在）

児童数の算出

**潜在ニーズ量を指定表示単位に変換 ⇒ 量の見込み**

ワークシートを活用した事業ごとの量の把握

ワークシートによらない事業について実績等を用いた算出方法の検討・量の把握

【幼児期の学校教育・保育】

**（１）人口推計結果について**

**①人口推計の方法**

子ども・子育て支援事業等の量の見込みを算出するため、基礎データとなる将来人口（サービスの対象となる子どもたちを含む）の推計は、コーホート変化率法で実施することとします。

◆コーホート変化率法について：「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。平成24年4月2日～25年4月1日生まれのコーホートは、平成27年4月1日時点で満2歳となり、平成31年度の小学1年生となる人々の集団である。

コーホートごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する。（厚生労働省HP参考）

人口推計は、実績人口データに基づいて行います。住民基本台帳は、毎月ないし年数回の時点における人口データを採ることができ、国勢調査よりも直近のデータが使用可能であることから、住民基本台帳の実績人口データに基づいた、１歳ごとの推計を行います。これにより、１歳以上の各年齢について、子ども・子育て支援事業計画の目標年である平成31年までの人口を推計します。

０歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため、「コーホート変化率」で推計することはできません。０歳人口すなわち出生数は、別途、母親となり得る女性の人口と出生率より算出します。母親の年齢別出生率（1年間にこどもを産む割合）をもとに出生数を算出し、出生性比（女児に対する男児の割合）を用いて、男女別の出生数を推計します。

推計年の将来人口

（平成27年～31年）

×

×

＜０歳人口の推計＞

＜１歳以上の各年齢別人口の推計＞

基準年の男女別１歳階級別人口

（平成24年４月１日）

コーホート変化率

（平成21～24年の３区間平均）

推計年の男女別１歳階級別人口

（平成27年～31年）

推計年の男女別０歳人口

（平成27年～31年）

女子年齢５歳階層別推計人口

女子年齢５歳階層別出生率

1. **人口推計の結果**

計画目標年度の平成31年度を含む32年度までの人口推計結果は以下の通りとなります。



図　人口推移（将来推計含む）

【参考】

図　０～５歳児人口の推計人口

**（ケース１－過去数年間の平均値を使用するケース）－今回採用したケース**

　・コーホート変化率（１歳階級別の変化率）平成21～24年　３区間の平均

　・女子の推計出生率　平成21～24年　直近４年間の平均

　・０歳児変化率　平成21～24年　直近４年間の平均

（ケース２－直近の１カ年のデータを使用するケース）

　・コーホート変化率（１歳階級別の変化率）平成23～24年　直近の１区間

　・女子の推計出生率　平成24年　直近１カ年

　・０歳児変化率　平成24年　直近１カ年

（ケース３－０～５歳児が最も増加するケース）

　・コーホート変化率（１歳階級別の変化率）平成21～24年　３区間の平均

　・女子の推計出生率　平成24年　直近１カ年

　・０歳児変化率　平成22～24年　直近３年間の平均

**４．教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策**

**（１）教育・保育事業の量の見込みと確保方策について**

※アンケート調査を用いて量の見込みを算出している性質上、実際のニーズよりも多く量の見込みが算出されている可能性があります。その点に留意をしつつ、確保方策を検討する必要があります。

**①学校教育ニーズの量の見込みと確保方策 ――――――― 施策：第１節-１-(1)【p39】**

学校教育ニーズに係る量の見込みは、１号認定と２号認定の「学校教育の利用希望が強い」の児童を合わせ、平成27年度で116人となります。以降、平成31年度までほぼ横ばいで推移するものと推定されます。平成26年度現在、幼稚園入園児童数は87人で、現状に比べ、30人程度の増加となります。幼稚園施設の現状規模を勘案すると、定員枠拡充による受け入れは可能であることから、平成27年度から平成29年度にかけては、現状の幼稚園施設での対応を図っていくこととします。更に、３～４歳児における幼児教育の拡充及び幼児期の学校教育・保育の一体的な提供に向けて、認定こども園の平成30年度開園を目指します。

**②保育ニーズの量の見込みと確保方策 ―――― 施策：第１節-１-(1), (2)【p39～40】**

保育ニーズに係る量の見込みは、２号認定の「保育の利用希望が強い」の児童と３号認定の児童を合わせ、平成27年度で363人となります。以降、平成31年度までほぼ横ばいに推移するものと推定されます。平成26年度現在は、定員の弾力化を図り（定員280人→弾力化→303人）対応していますが、平成27年度の見込量に対し定員枠ベースで考えると8３人不足となります。従って、保育所の定員枠の拡充に向け、認可外保育施設の認可化、新たな民間施設の整備促進等を進め、平成29年度までに待機児童ゼロを目指します。更に、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供に向けて、認定こども園の平成30年度開園を目指します。また、民間の保育園の受け入れ等、多様な主体の民間参入を促進します。

参考

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて３つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定区分 | 給付の内容 | 給付を受けることとなる  施設・事業 |
| １号認定  満３歳以上の学校教育のみ（保育の必要性はなし）の就学前の子ども | 教育標準時間 | 幼稚園  認定こども園 |
| ２号認定  満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども | 保育短時間  保育標準時間 | 保育所  認定こども園 |
| ３号認定  満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども | 保育短時間  保育標準時間 | 保育所  認定こども園  小規模保育等 |



**（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について**

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、村の保育サービスの現状と今後の動向を踏まえた確保方策については、以下に示す通りと考えます。なお、アンケート調査を用いて量の見込みを算出している性質上、実際のニーズよりも多く量の見込みが算出されている可能性があります。その点に留意をしつつ、確保方策を検討する必要があります。

**①地域子育て支援拠点事業 ――――――――――――― 施策：第１節-２-(１)【p43】**

現在、今帰仁保育所内で「つどいの広場（じんじん）」（ひろば型）を実施しており、平成24年度時点の延べ利用者数は3,223人となっています。今後５年間の利用見込みは年間8,000人前後と現状の2.5倍程度の利用が見込まれます。但し、利用見込みの中には、現保育所利用者も含まれていることに留意する必要があります。したがって、当面、引き続き、現「つどいの広場（じんじん）」でのにおける対応を進めつつを行うとともに、ニーズを踏まえ、認定こども園を新設した場合のは、認定こども園での本事業を実施を進めします。、村全域での総合的かつ効果的な運営に努めます。また、地域子育て支援拠点事業と合わせて利用者支援事業を実施できるよう、取り組みを進めます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域子育て支援  拠点事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人回 | 3,223 | 8,173 | 8,142 | 8,049 | 7,956 | 7,832 |
| 確保方策 | 箇所 | １ | １ | １ | １ | １～２ | １～２ |

**②一時預かり（幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））― 施策：第１節-１-(３)【p41】**

現在、村立幼稚園で幼稚園在園児を対象とした一時預かりは未実施となっていますが、今後５年間の利用見込みは２号認定で年間延べ19,000人前後（実人数で約65人）、１号認定で０（利用希望なし）となっています。今後はそのニーズに対応するため、現施設等で平成27年度からの実施を目標に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一時預かり事業 | | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | | | | | | | | |
|  | １号認定による利用 | 人日  [実人数] | － | 利用希望  なし | 利用希望  なし | 利用希望  なし | 利用希望  なし | 利用希望  なし |
| ２号認定による利用 | 人日  [実人数] | － | 19,555  [68] | 18,687  [65] | 18,887  [66] | 19,088  [66] | 19,088  [66] |
| 確保方策 | | 人日 | 未実施 | 19,555  [68] | 18,687  [65] | 18,887  [66] | 19,088  [66] | 19,088※  [66] |

※Ｈ30～Ｈ31年度の確保方策については、幼稚園での預かり保育ではなく認定こども園での教育ニーズ分の午後の受け入れの数

1. **・一時預かり（在園児対象型を除く） ――――――――施策：第１節-１-(３)【p41】**

**・ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く） ― 施策：第１節-２-(４)【p45】**

**・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）――――- 施策：第１節-２-(２)【p44】**

ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、やんばる町村ファミリーサポートセンターがその役割を担っており、平成24年度時点の延べ利用人数は412人となっています。保育所での一時預かり、については、現在未実施となっています。今後５年間の利用見込みは3つの事業を合わせて年間840人前後です。本村においては、ファミリーサポートセンターがその役割を果たしていることから今後も継続的に実施し、内容の充実を図るため「まかせて会員」（現24人）の育成・確保に取り組みます。更に、平成28年度から村立保育所での一時預かり実施を目標に取り組みを進めます。また、平成30年度に新設する認定こども園での実施を検討します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ・一時預かり（在園児対象型を除く）  ・就学前児のファミリー・サポート・センター事業  　（病児・緊急対応強化事業を除く）  ・子育て短期支援事業（ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ） | | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | | 人日  [人] | － | 851  [42] | 834  [41] | 840  [42] | 840  [42] | 832  [41] |
| 確保方策 | | | | | | | | |
|  | 一時預かり（在園児対象型を除く） | 人日  [人] | 未実施 | 851  [42] | 834  [41] | 840  [42] | 840  [42] | 832  [41] |
| 就学前児のファミリー・サポート・センター事業  (病児・緊急対応強化事業を除く) | 人日  [人] | 412 |
| 子育て短期支援事業（ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ） | 人日  [人] |

1. **・病児・病後児保育事業 --------------------― 施策：第1節-2-(3)【p44】**

**・ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業（病児・緊急対応強化事業）--- 施策：第1節-2-(4)【p45】**

　病児・病後児保育については、現在、村内の保育所や医療機関での対応は行っていませんが、やんばる町村ファミリーサポートセンターがその役割を担っており、平成24年度時点の延べ利用人数は30人となっています。本村においては、ファミリーサポートセンターがその役割を果たしていることから今後とも継続的に実施し、内容の充実を図るため、「まかせて会員」の育成・確保に取り組むとともに、村内外医療施設での実施を検討します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ・病児・病後児保育事業  ・ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業  　(病児・緊急対応強化事業の) | | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | | 人日 | － | 181 | 177 | 179 | 179 | 177 |
| 確保方策 | | | | | | | | |
|  | 病児・病後児保育事業 | 人日 | 未実施 | 181 | 177 | 179 | 179 | 177 |
| ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業  (病児・緊急対応強化事業の) | 人日 | 30 |

※１…(病児・緊急対応強化事業) ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み・確保方策を含む。

**⑤就学児のファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く) -- 施策：第１節-２-(４)【p45】**

今回のニーズ調査では、利用希望がなかったことから、確保方策等は定めません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 就学児のファミリー・サポート・センター事業  (病児・緊急対応強化事業を除く) | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人日 | － | 利用希望  なし | 利用希望  なし | 利用希望  なし | 利用希望  なし | 利用希望  なし |
| 確保方策 | 人日 | － | － | － | － | － | － |

1. **利用者支援 -―------------------------------- 施策：第１節-２-(１)【p43】**

今後、地域子育て支援拠点事業の中で求められる機能となりますが、今回のニーズ調査では、「村立保育所での子育て相談」を今後利用したいとする割合が６割弱（56.2％）となっており、利用者支援へのニーズが一定程度あるものと推察されます。同サービスについては、地域子育て支援拠点等における対応が求められています。したがって、先述「①地域子育て支援拠点事業」と合わせた実施を検討します。また、認定こども園を新設した場合は、認定こども園における地域子育て支援拠点事業と合わせた実施に取り組みますを検討します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者支援事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 箇所 | － | １ | １ | １ | １ | １ |
| 実施施設 | 箇所 | 未実施 | １ | １ | １ | １～２ | １～２ |

1. **時間外保育事業（延長保育事業） -―--------------― 施策：第１節-１-(４)【p42】**

現在、村立保育所における時間外保育事業は未実施となっていますが、今後５年間の利用見込みは年間延べ35人程度となっています。一部の保護者においては、やんばる町村ファミリーサポートセンターを利用することで、時間外の対応をしています。今後はそのような現状等を勘案しながら、平成28年度から村立保育所での実施に向けて取り組みを進めます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 延長保育事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人 | － | 36 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 確保方策(定員数) | 人 | 未実施 | ０ | 35 | 35 | 35 | 35 |

**⑧子育て短期支援事業（ショートステイ） -―----------― 施策：第１節-２-(２)【p44】**

本村において子育て短期支援事業（ショートステイ）は未実施となっています。今後５か年間の、利用者見込みは年間延べ10人程度となっています。同事業の実施施設である児童養護施設なごみ（名護市在）での早期利用が可能となるよう、なごみとの調整を図り、平成28年度からの対応実施を目指します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 子育て短期支援事業  （ショートステイ） | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人日 | － | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ |
| 確保方策 | 人日 | 未実施 | ０ | ８ | ８ | ８ | ８ |

**⑨放課後児童健全育成事業 -------------------―― 施策：第３節-３-(１)【p55】**

本村では、平成25年度より本事業を実施しており平成26年度現在は３箇所の学童クラブがあります。今後５年間の利用者見込は年間延べ220人程度となっています。高学年のニーズはあるものの実際の利用はみられないことから、低学年の見込量の充足を目指します。低学年の利用者見込は、年間延べ150人前後となっていることから現状の学童クラブで対応可能と考えるため、今後も３施設体制で事業を進めていくことと実施します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 放課後児童健全育成事業 | | 単位 | 現状  (Ｈ25年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | | 人日 | － | 205 | 214 | 216 | 216 | 214 |
|  | 低学年 | 人日 | － | 146 | 155 | 157 | 160 | 154 |
| 高学年 | 人日 | － | 59 | 59 | 59 | 56 | 60 |
| 確保方策 | | 人日 | 150 | 146 | 155 | 157 | 160 | 154 |

**⑩妊婦一般健康診査 ----------―――――――――― 施策：第２節-１-(２)【p48】**

　現在は村外の医療機関で妊婦健康診査を行っています。今後５年間は、年間70～80人程度の受診者数が見込まれます。妊婦健康診査は全ての対象者に対応していく性質の事業となるため、今後とも対象者数に応じて村外の医療機関で対応していくものとします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 妊婦に対する  健康診査 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人 | 89 | 82 | 82 | 80 | 79 | 78 |
| 確保方策 | － | 実施場所：村外の医療機関 | | | | | |

**⑪乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） -―--― 施策：第2節-1-(3)【p49】**

現在、村の保健師、助産師（委託）により乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施しています。今後５年間は、年間70～80人程度の人数が見込まれます。本事業は全ての対象者に対応していく性質の事業となるため、今後とも、村の保健師、助産師(委託)での対応を行いますによる訪問支援に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 乳児家庭全戸  訪問事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人 | 81 | 74 | 74 | 72 | 71 | 70 |
| 確保方策 | － | 実施体制：保健師、助産師(委託)による対応 | | | | | |

**⑫養育支援訪問事業 -------------------------―― 施策：第５節-１-(２)【p61】**

　現在、村の保健師により養育支援訪問事業を実施しています。今後５年間は、年間10人程度の人数が見込まれます。本事業は養育支援を要する家庭を対象に適宜、対応をしていく性質の事業となるため、今後とも、村の保健師による訪問支援に取り組みます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 養育支援訪問事業 | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | 人 | ６ | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 確保方策 | － | 実施体制：保健師等（本村委託職員）による訪問支援を実施 | | | | | |

**５．幼児教育・保育施設の今後の在り方について**

**１．幼児教育・保育施設の現状と課題**

近年、本村においては１人の女性が一生に産む子どもの平均数（合計特殊出生率）が1.97人と高く県平均1.86人を上回る状況です。その一方で、この10年間（平成16～25年）は世帯数が増加傾向に対し、1世帯当たりの人員が減少傾向と核家族化の進行が顕著となっています。平成25年においては１世帯当たりの人員が県平均を下回る（本村2.34人、県平均2.61人）状況です。そうした中、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、家庭における子育て環境等、子どもを取り巻く環境に変化が生じています。

　このような中、幼児教育・保育施設への入所児童数が年々と増加傾向にあります。幼児教育・保育施設への入所希望の高まりを受けて、本村では村立保育所の増築や全村立保育所における定員の弾力化に取り組むなど、既存施設を最大限に拡充し児童の受け皿確保に努めてきました。このような取り組みを受けて、この５年間（平成21～25年度）は年々と待機児童率が減少傾向にあり、平成21年度時点で県平均を上回る状況（本村6.5%、県平均5.9%）から、平成25年度は県平均を下回る（本村1.3%、県平均5.9％）など待機児童が解消されつつあります。それでもなお、待機児童が20人程度（平成26年度現在）みられ、その解消が課題となっています。

　その一方、平成24年８月に子ども・子育て関連３法が成立したことを受けて、平成27年度より新制度が施行予定であり、本計画において幼児期の学校教育・保育等の計画期間内の待機児童解消等が求められるところとなっています。このような状況の中、幼児期の学校教育・保育の受け皿を確保し、待機児童を解消するとともに幼児教育・保育の更なる充実を図るため、現在の幼児教育・保育施設における現状と課題を整理し、今後の施設の在り方について検討を行います。

　以下に、本村における幼児教育・保育施設の現状と課題を整理します。

①待機児童の解消等

　・先述の通り、村立保育所においては、現在もなお一定程度の待機児童がみられ、施設を最大限拡充し待機児童解消に努めてきましたが、待機児童の解消に向けて新たな受け皿確保が課題となっています。

　・村立幼稚園においては、今後少子化が進行し定員割れが発生した場合は、幼児教育にとって重要な集団教育に支障がでる可能性があります。

②幼児教育・保育施設の更新への対応

・平成26年度現在、村立幼稚園においては全３施設で築35年以上が経過し、村立保育所においても４施設中３施設が築35年以上経過し、老朽化が著しい状況となっています。

・現存の施設では安全で安心な子育て支援サービスの継続的な提供に影響が出かねない状況となっており、施設整備が急務となっています。

③新制度施行に伴い求められること

　・新制度の施行に伴い、本計画では計画期間内の幼児教育・保育施設での待機児童解消等が求められています。

　・また、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち教育・保育の一体的な提供ができる認定こども園の普及が求められています。

　・保護者の就労状況等に応じて教育或いは保育の必要性等を認定する認定制度が始まります。２号認定（保育の必要性あり）においては、保護者のニーズに応じて教育或いは保育を選べることとなります。それに合わせて、３～５歳児を対象に教育、保育を提供できる施設の確保が必要となります。その点において、本村では３～４歳児の教育、５歳児の保育の提供が課題となっています。

参考：幼児期の学校教育・保育における本県の特殊事情について

本県においては、米軍統治下にあった時代に児童福祉法が適用されず戦後アメリカ型の教育の仕組みが導入されたことから、公立幼稚園の整備が進み、一方で本土に比べて保育所整備が遅れたという歴史的経緯があります。そのような経緯を受けて、小学校就学前の５歳児において集団教育に慣れるための幼稚園就園が一般的なものとなっています。例え、保育を必要とする場合であっても、幼稚園への就園を選択する場合が多い状況が見られます。また、３歳児からの複数年保育は私立幼稚園に限られているなど、幼児期の学校教育・保育を取り巻く環境は本土とは大きく異なっています。

・国においては、地方分権改革を推進する大きな流れがあり、民間の経験やノウハウを生かし民間に移行できる公共サービスについては、行政から民間に移行するという大きな流れがあります。そのような中、幼児教育・保育施設においても、民間参入への補助等が強化されています。

　上記の現状と課題を踏まえ、今後の幼児教育・保育施設の在り方について、「今帰仁村子ども・子育て会議」をはじめ、幼稚園、保育所等の関係者で構成する「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」で検討を重ねました。その議論を経てとりまとめた「幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性 (案)」は以下の通りです（次頁）。

**幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性 (案)**

**１．保育の受け皿の拡充**

最優先課題である待機児童解消に向けて、保育の受け皿を拡充する必要がある。

**◆認可外保育施設の認可化促進、認可後の定員枠拡充**

**◆民間の保育施設の参入促進**

**２．３～４歳児における幼児教育の拡充**

先述の通り、本県の幼児教育の歴史的経緯により本村においても村立　幼稚園において５歳児の教育が行われてきた。今後は保護者の多様なニーズに対応するため、教育の受け皿の拡充、３～４歳児における幼児教育を拡充する必要がある。

**◆村立幼稚園における定員枠の拡充**

**◆認定こども園における幼児教育の実施**

**３．幼児期の教育・保育の一体的な提供**

　　保育所と幼稚園の良さを併せもつ認定こども園の設置を推進し、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を目指す。

**◆認定こども園の設置推進**

**４．保幼小の連携**

幼児期の学校教育・保育の切れ目のない提供のため、保幼小の連携に取り組む。

**◆教育保育提供区域（村全域）を考慮し、保育所（園）及び認定こども園を設置**

**◆教育・保育提供区域（村全域）及び小学校区を考慮し、認定こども園を設置**

**◆小学校区ごとに保育所（園）が立地するよう、民営保育所（園）の設置促進**

**◆小学校、認定こども園、保育所（園）等関係者による連絡会議の開催**



**第６章　計画の推進にあたって**

**１．県及び近隣市町村等との連携**

計画に掲げる取り組みについては、村が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域調整が必要な事業等もあるため、県、近隣市町村等との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

**２．関係機関及び庁内等との連携強化**

本計画の施策内容は、福祉分野のみならず、保健分野や教育分野等の多岐に渡ります。このため、庁内の関係各課との連携強化はもとより、保育所（園）や幼稚園、学校、事業者等の関係機関及び関係団体等との連携の拡充に取り組みます。具体的には、教育委員会に幼保連携室を設置し窓口の一本化を図るとともに、適宜、関係者で構成する連絡会議を開催し、連携を強化します。更に、村民や地域との連携のもと計画を総合的に推進します。

**３．計画の進行管理（PDCAサイクルに基づく計画の進行管理）**

計画の進捗状況を点検・評価し、現状や課題等に即した計画を推進できるよう、PDCAサイクル（計画[PLAN]、実行[DO]、点検・評価[CHECK]、改善[ACTION]）に基づく計画の進行管理に取り組みます。施策の点検・評価については適宜毎年度実施し、重要事項については、関係機関及び学識経験者等で構成する「今帰仁村子ども・子育て会議」へ進捗状況を報告し、継続的な改善を図ります。現状と計画に乖離がある場合等は、適宜計画の見直しを検討するなど柔軟な計画の進行管理に取り組みます。

**参考資料**

**１　上位関連計画等の把握整理**

**（１）今帰仁村の上位・関連計画の概要　―――――――――――**

今帰仁村の上位・関連計画との整合を図るため、今帰仁村第四次総合計画、今帰仁村第２期障害者計画及び第３期障害福祉計画、健康・観光なきじん21の方向性を整理する。

**①　今帰仁村第四次総合計画 前期基本計画：平成2４年３月**

本村の最上位計画である「今帰仁村第四次総合計画」においては、５つの部門別構想のうち、「つながる、つなげる元気むら スマイル･コミュニティ今帰仁【健康･福祉･防災拡充構想】」において子ども・子育て支援に関する領域を位置づけるとともに、「地域で育てる生活環境【生活環境整備構想】」や「大人も子供も学べる豊かで誇りあるむら【教育･文化振興構想】」においても関連する施策を位置づけている。以下にその内容を整理する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **◎計画期間**　平成24年度～平成28年度  **◎将来人口**　10,000人  **◎将 来 像**　ムラ・人・農が織りなすゆがふむら　今帰仁  **◎むらづくりの基本姿勢**  ○自然環境との共存　～やんばる型土地利用の原則を守る～  ○農業を中心とした産業振興　～積み上げ方式の産業振興～  ○むらづくりを支える地域コミュニティの強化　～誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり～  **◎部門別構想　～将来像実現に向けて～**  第３章 人が輝き、自然があふれる癒しのむら【自然環境保全構想】  第４章 豊かな自然に育まれた「食」が奏でる活気あるむら【産業振興構想】  第５章 地域で育てる生活環境～海･山･川･未来へつなぐやすらぎのむら～【生活環境整備構想】  **第６章　つながる、つなげる元気むら スマイルコミュニティ今帰仁【健康･福祉･防災拡充構想】**  第７章　大人も子供も学べる豊かで誇りあるむら【教育･文化振興構想】    **第6章 つながる、つなげる元気むら スマイルコミュニティ今帰仁【健康･福祉･防災拡充構想】**   |  |  |  | | --- | --- | --- | | １節　保健・医療・福祉の拡充 | | | |  | （６）子ども・子育て支援 | | |  | **１．母子保健・医療の充実**  ○母子の健康増進のために、乳幼児や妊婦に対する健康医療の相談体制や定期健康診査の拡充を図ります。また、親が子供に愛情を持って接することができるよう、子育てに関する情報提供や保護者間の交流の機会となる妊産婦・育児学級を引き続き実施します。さらに、不妊症や不育症の治療を行う夫婦に対して、費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実を図ります。  **２．保育の充実**  ○村立保育所においては、保育時間の延長、一時預かり保育等の多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、障害のある子供の受入体制を強化します。また、村立保育所の老朽化が進んでいることから、施設整備及び改築を行う等、快適な保育環境づくりに努めます。 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | |  |  | **３．子育て支援**  ○子供の発育や子育てに関する悩みを気軽に相談できるような体制の確立に努めます。また、放課後児童対策の充実や地域子ども会との連携を強化しながら異世代間交流を促進します。さらに、児童館や遊び場等の整備や、子ども医療費助成制度の入院にかかる費用助成の15歳までの拡充など子どもの健やかな成長を支援します。その一方で、児童手当等の各制度に対する情報提供に向けた取り組みを推進し、その適正な支給を図ります。  **４．ひとり親世帯への支援**  ○本村における母子家庭及び父子家庭の実態を的確に把握し、適切な支援の充実を図ります。また、寡婦控除のみなし適応について検討します。さらに、経済的な自立を促すために就労機会の拡充を図ります。 | | （４）障がい者（児）への支援 | | |  | **１．保健・医療体制の充実**  ○障がいの早期発見と予防のために、乳幼児健診、健康診査等の各種健康診査の受診率の向上に努めるとともに、健康教育・健康相談の充実を図ります。障害を持っていても住み慣れた地域で生活しながら、リハビリテーションを継続していくことができるように、各種事業の継続及び充実を図ります。また、精神障がい者のニーズや生活状況の把握に努め、適切な対応と社会復帰の支援を行います。  **２．障がい者（児）福祉の充実**  ○在宅及び施設利用者への適切なサービスが提供されるよう、障がい者のニーズや実態の把握に努め、サービス内容の充実を図り、さらに身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者への障がい者福祉サービス制度等の実施が円滑に行われるよう支援します。  ○利用者、サービス事業者等の関係者に障がい福祉サービス制度等の広報活動を行い、制度の理解を高めるとともに周知徹底を図ります。その一方で、支援を必要とする利用者が、やむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難な場合は、引き続き行政主導による福祉サービスの提供を行います。  ○また、介護者が自分の健康や生活に不安なく過ごせるよう、介護技術を修得する機会提供に努めます。  **３．障がい者（児）の自立と社会参加への支援**  ○障がい者（児）やその家族が地域で暮らしていく中で、様々な問題について気軽に相談できるよう、相談体制の充実に努めます。また、障がい者（児）の文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域社会への参加を促進します。  ○さらに、障がい者（児）が将来的にも安心して地域で生活し続けることができるよう、環境整備に努めます。  **４．ノーマライゼーションの促進**  ○障がい者に対する社会的理解が深まるように、地域住民の障害に対する正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーションの理念を推進します。学校教育においては、障害を持つ児童の社会性の養育と、健常児の心の養育を図るため、相互の交流を推進します。 | | （７）地域福祉の充実 | | |  | **１．地域保健福祉体制の充実**  ○保健・福祉・医療の連携により、誰もが適切なサービスを受けられるよう、相談や支援体制の充実を図ります。 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | |  |  | **２．福祉のむらづくりの推進**  ○公共施設においては「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化を推進し、民間施設についてもバリアフリー化を促します。また、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を公共施設等で推進します。  **３．福祉施設の充実**  ○身近な地域で、地域福祉に関する活動が行えるよう各字公民館等を活用し、高齢者等の生きがいづくり及び健康づくりを支援します。また、福祉施設等の充実を図ります。  **４．人材の育成・確保**  ○地域福祉の増進と充実のために、民生委員・児童委員等の活動を強化します。また、各字において福祉ボランティア等を育成します。 |     **第５章　地域で育てる生活環境【生活環境整備構想】**   |  |  | | --- | --- | | ３節　定住促進に向けた住環境整備 | | |  | **１．住宅及び住宅地の整備**  ○若者をはじめ住民の定住化を促進するため、自然環境や集落景観に配慮しつつ必要な住宅地の確保を検討します。また、子育て世代の若年層や高齢者、障がい者等にも対応した多様な住宅地の供給を促進します。 |     **第７章　大人も子供も学べる豊かで誇りあるむら【教育･文化振興構想】**   |  |  | | --- | --- | | １節　特色ある学校教育の充実 | | |  | **１．北山学園構想の推進**  ○幼児・児童生徒の学力向上や人格形成を目的として、幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、地域型の一貫教育を推進します。その中でも、地域人材資源を十分に活用したキャリア教育に対する取り組みを重点的に進めます。  **２．教育施設の整備**  ○幼児及び児童・生徒が安心して快適に学べる学習環境を形成するため、老朽化の著しい施設・校舎等の改善に努めます。また、国際化や情報化に対応できる人材育成や合理的な図書管理など学力向上に資する教育施設の整備の推進を図るために、ＩＴ機器の導入や図書館のＯＡ化等の更なる整備に努めます。  **３．教育環境の向上**  ○児童・生徒の教育環境の向上を図るために、地域住民と協力しながら、緑と花に包まれた校内緑化を図ります。また、児童・生徒の健康維持を図るためにも学校給食センターの内容充実に努めます。  **４．教育活動の充実**  ○社会の変化に主体的な対応ができる「生きる力」を培いつつ、「知・徳・体」の調和のとれた人間形成を育む児童・生徒の教育を目差します。併せて、新学力向上推進計画に基づき、基礎学力の向上はもとより、学力向上推進の強化を図ります。  ○本村の豊かな自然と歴史・文化を理解し認識を深めるため、地域に根ざした体験学習や郷土学習など総合的な学習の時間の内容充実に努めます。また、国際化や情報化に対応した広い視野を身につけるため、交流事業の推進や就業体験等の導入を図るとともに、情報機器などを使いこなす情報リテラシーの向上を図ります。教職員については、行内研修や県総合教育情報ネットワークの活用等、教職員研修の充実に努め、資質向上を図ります。 | |

**②　今帰仁村第２期障害者計画及び第3期障害福祉計画：平成2４年３月**

「今帰仁村第２期障害者計画及び第３期障害福祉計画」においては、『地域でつながり支え合う障害福祉のむらづくり』を基本理念として定め、すべての障害のある人が豊かな地域生活を送れるよう、生活支援体制の整備を目指しており、その実現に向けた各種施策を位置づけている。以下に子ども・子育て支援に関連する内容を整理する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **◎計画期間**　第２期障害者計画：平成24年度～平成29年度  第３期障害福祉計画：平成24年度～平成26年度  **◎基本理念**　地域でつながり支え合う障害福祉のむらづくり  **◎基本目標**  （１）地域生活を支える体制づくり  （２）自立に向けた体制づくり  （３）安全で住み良いむらづくり  **◎分野別施策**  （１）啓発・広報とボランティア活動の推進  **（２）保健・医療の充実**  （３）地域生活の支援の充実  **（４）保育・教育環境の充実**  （５）就労支援の推進  **（６）様々な活動の推進**  （７）生活環境の整備充実  **◎施策の展開（具体的施策）**  **２．保健・医療の充実**   |  |  | | --- | --- | | （１）障害の早期発見と早期治療 | | |  | **○障害の早期発見及び早期療育**　（関係部署：保健センター）  疾病等の発生予防や異常の早期発見のため、未受診児を把握し受診勧奨（保健師、地区の母子保健推進員等による訪問・電話による呼びかけ等の充実・強化）を進め、健康診査の受診率の向上に努めます。  また、障害の重症化及び二次障害を予防するため、保健所や関係医療機関との連携を図るとともに、障害のある乳幼児に対しては、障害の状況に応じた早期からの療育指導を行う等、心身の発育や能力の伸長を促すための適切な指導体制の強化に努めます。  **○妊婦検診の充実**　（関係部署：保健センター）  妊娠中の母体、胎児の健康確保を図る上で、妊婦検診の重要性や必要性が一層高まっています。積極的な受診につなげるよう、村の広報誌やホームページ等を活用し広報するとともに、管内医療機関・福祉保健所との連携・強化によるフォロー体制強化に努めます。また、母子保健推進員や関係機関等との連携によりハイリスク妊婦の把握を行い、健診後の個別支援等を行います。  **○相談指導・訪問指導体制の充実**　（関係部署：保健センター）  妊婦及び新生児への訪問・相談指導の充実のため、親子健康手帳交付時の健康相談の強化や、保健師の研修等への積極的な参加による資質向上に努めます。また、助産師・看護師等の人材の確保に努めます。 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **４．保育・教育環境の充実**   |  |  | | --- | --- | | （１）障害児保育の充実 | | |  | **○障害児保育の充実**　（関係部署：福祉保健課）  利用ニーズに対応し、保育所での障害児保育を円滑に実施することができるよう、利用者希望の施設（保育所）への入所、保育士の配置、施設の整備等を引き続き充実していきます。 | | （２）障害児教育の充実 | | |  | **○障害児教育の充実**　（関係部署：教育委員会）  障害を持つ児童、生徒への教育の充実を図り、理解を深めるための学習指導の改善や一人ひとりの持っている可能性を拡げる指導体制の充実を図ります。  **○交流教育の充実**　（関係部署：教育委員会）  障害児の社会経験を豊かにし、自立と社会参加を促すため、児童・生徒や地域社会の人々とふれあう機会を設けます。  また、各学校・地区特別支援教育研究会との連携のもと、宿泊学習や球技大会の実施に寄る可能な限り分けない交流教育の充実を図ります。  **○教職員の質的向上**　（関係部署：教育委員会）  担当教職員の特別支援学校への研修や交流会への参加による質の向上を目指すとともに、特別支援教育が担当教職員だけでなく、学校全体で取り組めるよう、全職員にも積極的に研修に参加してもらい、障害児への対応に関する質的向上を図ります。  **○発達障害への対応充実**　（関係部署：教育委員会・福祉保健課）  通常の学級に在籍する学習障害（ＬＤ）、注意欠陥及び多動性障害（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症等の発達障害児に対して、支援員を配置する等、円滑な学校生活が送れるよう支援体制の充実を図ります。  また、障害を持つ児童生徒について、相談専門員を中心に親、家族、行政、支援事業所等による個別会議を開催する等、支援や問題解決に向けた助言、指導を行います。  **○放課後児童対策の充実**　（関係部署：教育委員会・福祉保健課・各福祉サービス提供事業所）  両親の共働き等によって、昼間保護者のいない児童が放課後、適切な指導者のもとで安全に安心して過ごすことができるよう、学童保育における障害児の受入等の促進や放課後児童デイサービスを活用していくとともに、適切な放課後保育を行うことができるよう、指導者に対する研修等を実施し、指導者の養成・資質の向上に努めます。 |     **６．様々な活動の推進**   |  |  | | --- | --- | | （１）障害者、家族会等、障害者団体の活動支援 | | |  | **○障害者（児）の家族等交流促進**　（関係部署：保健センター・福祉保健課）  今後も障害者（児）を持つ家族相互の悩みの解消や情報交換を行う等、家族同士の交流を促進します。 | |

**③　健康・観光なきじん21：平成26年３月**

「健康・観光なきじん21」は、帰仁村の健康づくり施策を体系的に位置づけた「今帰仁村健康増進計画」を定めるとともに、村民含め村外からの来村者に対し、村内資源を活用した健康づくりプログラムの提供をめざすための「なきじんヘルスツーリズム推進計画」の内容を併せて位置づける計画である。以下に子ども・子育て支援に関連する内容を整理する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **◎計画期間**　平成26年度～平成35年度  **◎今帰仁村健康増進計画の目標**　笑顔つながる　健幸長寿村　なきじん  **◎健康づくりの基本方針**  （１）村民主体の健康づくりの推進  （２）生活習慣病予防を重視した健康づくりの推進  （３）ライフステージに応じた健康づくりの推進  （４）村民が健康づくりに取り組む環境づくりの推進  **◎各論（年代別健康づくり施策の展開）**   |  |  | | --- | --- | | **１．胎児・乳幼児期の健康づくり** | | |  | **①栄養・食生活**　（福祉保健課／学校教育課／保育所）  ○母子健康手帳交付時や妊婦健診、健康相談等の機会を通し、妊婦への栄養や食事バランス等に関する情報提供、保健指導等を行います。  ○乳幼児健診等の機会を通し、乳幼児期に必要な栄養等の情報発信、指導に取り組みます。  ○離乳食導入期の保護者に対し、離乳食実習等を通した離乳食の調理法や味付け、月齢に合わせたレシピ等の指導を継続するとともに、離乳食実習の開催回数や実習内容の見直し等、事業の充実を図ります。  ○幼稚園や保育所において、野菜等の栽培・収穫・調理体験を通して、子どもたちの食への興味・関心や食べ物への感謝の心を育む食育を進めます。  ○「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、子どもたちの規則正しい生活習慣形成や保護者への意識啓発を図ります。  **②身体活動・運動**　（福祉保健課／学校教育課／保育所／建築課）  ○子育て支援センターや保育所におけるリトミック等、子どもの年齢に応じた遊びを通し、子どもたちの運動機会づくりを図ります。  ○子育て支援センターや保育所の園庭開放等の利用促進を図り、親子での運動機会の確保に努めます。  ○児童館の整備や地域バランスの取れた公園配置、公園遊具の充実等を検討し、親子で運動できる遊び場の確保に努めます。  **③休養・こころ**　（福祉保健課／学校教育課）  ○子育て支援センターの利用促進や各種教室の開催等を通し、親子の交流促進やリフレッシュの場の提供を図ります。  ○保健師や助産師による赤ちゃん訪問を通して、子どもの健康や子育てに関する助言・指導を行うとともに、事業の利用促進を図ります。また、助産師の確保や対応の拡充等を図り、保護者が安心して子育てに向き合える環境づくりに努めます。  ○保育所、学校、民生・児童委員等と連携し、気になる子の早期発見、早期対応に努めるとともに、子どもの成長に応じた継ぎ目のない支援体制の構築を図ります。また、専門職の配置や相談体制の強化等を検討し、子どもの発達に関する相談対応の充実を図ります  ○ファミリーサポートセンターの情報提供等により、保護者がリフレッシュする機会づくりや育児負担の軽減を図ります。  **④飲酒・アルコール**　（福祉保健課）  ○母子健康手帳交付時や各種健診、赤ちゃん訪問等の機会を通して、飲酒やアルコールが胎児や母乳に与える影響等について、周知啓発及び指導を行います。  ○保健センター便りや広報なきじん、村ホームページ等、各種媒体を通して情報発信を行い、飲酒やアルコールに関する正しい知識の普及や理解促進を図ります。  **⑤タバコ・喫煙**　（福祉保健課／保育所／学校教育課）  ○母子健康手帳交付時や各種健診、赤ちゃん訪問等の機会を通して、妊婦の喫煙や受動喫煙が胎児や子どもに与える影響について、本人や周囲に人たちに対する周知啓発及び指導を行うとともに、禁煙を促します。  ○保育所や幼稚園を通し、保護者への禁煙を促します。  ○受動喫煙防止のため、公共施設をはじめ、各字公民館等の公共公益施設における敷地内禁煙施設の拡充を図ります。  **⑥歯・口腔**　（福祉保健課／保育所／学校教育課）  ○母子健康手帳交付時等の機会を通し、妊娠期間中の歯の健康と胎児の関係性等について意識啓発及び指導を行います。また、定期的な歯科検診の受診勧奨を行います。 | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | |  | ○１歳半・３歳児健診における歯科検査や２歳児、５歳未満を対象とした歯科検診を継続し、歯磨き指導やフッ素塗布等による虫歯予防を推進します。また、２歳児、５歳未満の歯科検診については、未受診者の把握や周知方法の充実を図り、受診率向上に取り組みます。  ○保育所や幼稚園において、食後の歯磨きの習慣化を図るため、子どもたちへの歯磨き指導や保護者への仕上げ磨きの奨励等を行います。  ○保育所におけるフッ化物洗口を継続するとともに、幼稚園や小中学校での実施を検討します。  ○健康まつりにおける虫歯ゼロ児童（3歳児）の表彰を継続し、歯の健康や口腔ケアに関する意識の向上を促進します。  **⑦その他健康づくり支援**　（福祉保健課／保育所／学校教育課）  ○妊婦健診をはじめ、乳幼児健診、歯科検診等の各種健診（検診）について、母子保健推進員による電話・訪問や保育所、幼稚園等と連携により、受診勧奨を図ります。  ○また、要再検査・精密検査となった子どもの保護者に対し、検査の必要性等を丁寧に説明するとともに、個別のアプローチによる受診勧奨に努めます。  ○各種予防接種の未接種者把握や健診会場における接種勧奨等により、接種率の向上を図ります。  ○母子健康手帳交付時や出生届提出時等の機会、広報なきじん、村ホームページ等の情報媒体の活用により、子ども医療費助成制度等、各種制度の情報提供・発信を行います。  ○母子保健推進員や食生活改善推進員の活動者の確保に努め、地域での保健・健康づくり活動を促進します。 |      |  |  | | --- | --- | | **２．児童・青少年期の健康づくり** | | |  | **①栄養・食生活**　（学校教育課／給食センター）  ○児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付けるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」を推進します。また、児童生徒を通し、保護者等への意識啓発も行います。  ○食育の年間指導計画に基づき、家庭や給食センターとの連携のもと、児童生徒の発達段階に応じた食育を推進します。  ○学校給食における地元食材の活用促進や行事食の提供等を通して、地産地消や地域の食文化の伝承を進めます。  ○献立決めから食材の買い出し、調理、盛り付け、後片付け等、子どもたち自ら弁当作りを一人で行う「弁当の日」を継続実施し、食の選択力や調理能力、普段調理をしている保護者等への感謝の心を育みます。  ○学校菜園等における栽培・収穫体験や収穫物を使った調理体験等を通し、食の楽しさや食材への感謝の心を育みます。  **②身体活動・運動**　（学校教育課／社会教育課／福祉保健課／建設課）  ○児童生徒の運動機会確保のため、スポーツ少年団や運動系部活動等への加入を促進します。  ○総合型地域スポーツクラブの案内や周知強化により、会員登録を促進し、運動機会の確保を図ります。また、児童生徒が適切に休養を取れるよう、練習時間や練習頻度の適正化を呼び掛けます。  ○古宇利島マジックアワーＲＵＮ等、各種イベントへの参加を促進し、児童生徒並びに保護者等の運動のきっかけづくりを行います。  ○児童館の整備や地域バランスの取れた公園配置、公園遊具の充実等を検討し、児童生徒の遊び場の確保に努めます。  **③休養・こころ**　（学校教育課）  ○教育相談等を通し、悩みを抱える児童生徒が気軽に相談できるような環境づくりに努めます。また、児童生徒の悩みに対してより適切な対応ができるよう、教職員への研修機会の確保等に努めます。  ○悩みを抱える児童生徒に対して、必要に応じてスクールカウンセラー等へつなぎ、こころの負担軽減に努めます。  **④飲酒・アルコール**　（学校教育課／福祉保健課）  ○薬物乱用防止教室等を通して、心身が発達途上にある児童生徒の飲酒が及ぼす健康被害等について周知啓発及び指導を行います。  ○児童生徒を通して送付する保健便り等により、保護者や家族への意識啓発を行い、適量飲酒の周知や飲酒の場へ児童生徒を同伴させないよう呼びかけを行います。  **⑤タバコ・喫煙**　（学校教育課／福祉保健課）  ○薬物乱用防止教室等を通して、心身が発達途上にある児童生徒の喫煙や受動喫煙が及ぼす健康被害等について周知啓発及び指導を行います。  ○児童生徒を通して送付する保健便り等により、保護者や家族への意識啓発を行い、受動喫煙が児童生徒に及ぼす健康被害等について周知するとともに、周囲の大人の禁煙を促します。  ○受動喫煙防止のため、公共施設をはじめ、各字公民館等の公共公益施設における敷地内禁煙施設の拡充を図ります。*（再掲）*  **⑥歯・口腔**　（学校教育課／福祉保健課）  ○学校歯科医によるブラッシング指導や歯の衛生週間におけるむし歯ゼロ表彰等を通して、児童生徒の歯磨き習慣の定着や歯の健康に関する意識啓発等を図ります。また、給食後の歯磨きを推奨します。  ○歯科検診においてむし歯と診断された児童生徒に対しては歯医者の受診勧奨を徹底します。  ○全国に比べう蝕率が高い本村の状況を児童生徒へ伝えつつ、家庭等と連携を図りながら児童生徒のむし歯予防に取り組みます。  ○保育所におけるフッ化物洗口を継続するとともに、幼稚園や小中学校での実施を検討します。*（再掲）*  **⑦その他健康づくり支援**　（福祉保健課／保育所／学校教育課）  ○インフルエンザや感染症予防のため、予防接種の接種勧奨を行います。  ○学校からの発行物や学校ホームページ等を通し、児童生徒の健康づくりに関する情報発信を行います。 | |